特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	北九州市　介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、介護保険給付の支給又は介護保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

北九州市長

公表日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	1　介護保険法その他の介護保険に関する法令及びこれらに基づく条例による、介護保険に関する事務全体の概要は以下のとおり。 （1）　被保険者の管理 （2）　要介護・要支援の認定 （3）　保険給付の支給 （4）　サービス事業者・施設の管理 （5）　介護保険料の徴収 2　特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 （1）　保険給付の支給 　ア　被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 　イ　被保険者証又は認定証に関する事務 　ウ　介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 　エ　要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 　オ　要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 　カ　介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 　キ　居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （2）　保険料の徴収 　ア　保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 　イ　保険給付の支払の一時差止めに関する事務 　ウ　保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 　エ　保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 3　地域支援事業に関する事務 （1）被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関 係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 4　介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務 （1）市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情 報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 （2）介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町 村が登録した情報の確認等を行う。 （3）住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情 報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。
③システムの名称	1　介護保険システム 2　中間サーバー 3　団体内統合宛名システム 4　総合窓口システム（総合受付、総合照会、総合証明） 5　宛名管理システム 6　総合収納システム 7　総合滞納整理システム 8　サービス検索・電子申請機能 9　申請管理システム 10　介護情報基盤

２．特定個人情報ファイル名	
介護保険関係システムファイル	
３．個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第１の8の項、別表第２の26の項、別表第２の39の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表 (情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課
②所属長の役職名	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館 (電話　093-561-5558)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課 (電話　093-582-2772)

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年8月25日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年8月25日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［ ○ ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号イ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第7号、第15条第7号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第2号ロ、第22条の2第6号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第5号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第8号イ、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第32条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ト、第55条第1号二、第55条第2号ロ、第55条第7号ロ、第55条の2第7号、第59条の3第3号チ なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95について、主務省令は未制定 （情報照会の根拠） 番号法第19条第1項第7号、第8号　別表第二の93、94の項	（情報提供の根拠） 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号ロ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号ロ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、第22条の2第6号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第5号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ロ、第31条の2第8号イ、第32条第1号ニ、第32条第2号ニ、第32条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号ロ、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ハ、第55条第1号二、第55条第2号ロ、第55条第8号ロ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95、120について、主務省令は未制定 （情報照会の根拠） 番号法第19条第1項第7号、第8号　別表第二の93、94の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号ロ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号ロ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、第22条の2第7号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第8号イ、第32条第1号ニ、第32条第2号ニ、第32条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号ロ、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ハ、第55条第1号二、第55条第2号ロ、第55条第8号ロ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95、120について、主務省令は未制定 （情報照会の根拠） 番号法第19条第1項第7号、第8号　別表第二の93、94の項	（情報提供の根拠） 別表第二の主務省令 第2条第3号、第2条第4号ロ、第2条第9号ハ、第3条第4号、第3条第5号ロ、第3条第10号ハ、第5条第2号、第6条第2号ハ、第6条第6号ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、第22条の2第7号、第24条の2第3号、第24条の2第5号ハ、第24条の2第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、第30条第3号リ、第31条の2の2第4号、第31条の2の2第6号ハ、第31条の2の2第10号イ、第32条第1号ニ、第32条第2号ニ、第32条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、第44条の4第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号二、第55条第2号ロ、第55条第8号ロ、第55条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ なお、番号法第19条第1項第8号別表第二のうち、1、4、30、46、57、69、83、95、117、120について、主務省令は未制定 （情報照会の根拠） 番号法第19条第1項第8号、第9号　別表第二の93、94の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月5日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項、別表第一の主務省令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2の39の 項	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2の39の 項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 別表第二の主務省令 第2条第3号、第2条第4号ロ、第2条第9号ハ、第3条第4号、第3条第5号ロ、第3条第10号ハ、第5条 第2号、第6条第2号ハ、第6条第6号ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第1号ハ、第1 5条第3号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、第22条の2第7号、第24条の 2第3号、第24条の2第5号ハ、第24条の2第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第 1号リ、第30条第3号リ、第31条の2の2第4号、第31条の2の2第6号ハ、第31条の2の2第10号イ、 第32条第1号ニ、第32条第2号ニ、第32条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第1 1号ロ、第44条第1号レ、第44条の4第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号ニ、第55条第2号ロ、第 55条第8号ロ、第55条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ なお、番号法第19条第1項第8号別表第二のうち、1、4、30、46、57、69、83、95、117、120につ いて、主務省令は未制定 （情報照会の根拠） 番号法第19条第1項第8号、第9号 別表第二の93、94の項	番号法第19条第8号及び別表 （情報提供の根拠） ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 （情報照会の根拠） ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局地域福祉部介護保険課	保健福祉局長寿推進部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉局地域福祉部介護保険課長	保健福祉局長寿推進部介護保険課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課 （電話　093-582-2771）	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課 （電話　093-582-2771）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　しきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和7年8月8日　時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和7年8月8日　時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	様式改定に伴う追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	様式改定に伴う追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	－	【以下を追加】 3　地域支援事業に関する事務 （1）被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関 係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用し た情報連携を実施する。 4　介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務 （1）市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情 報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付 け及び登録を行う。 （2）介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町 村が登録した情報の確認等を行う。 （3）住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情 報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1　中間サーバー 2　団体内統合宛名システム 3　介護保険事務処理システム 4　総合窓口システム（総合受付、総合照会、総合証明） 5　宛名管理システム 6　総合収納システム 7　総合滞納整理システム	1　介護保険システム 2　中間サーバー 3　団体内統合宛名システム 4　総合窓口システム（総合受付、総合照会、総合証明） 5　宛名管理システム 6　総合収納システム 7　総合滞納整理システム 8　サービス検索・電子申請機能 9　申請管理システム 10　介護情報基盤	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第1の8の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局長寿推進部介護保険課	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉局長寿推進部介護保険課長	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課 （電話　093-582-2771）	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課 （電話　093-582-2772）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	2025-08-08	2026-08-25	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	2025-08-08	2026-08-25	事前	

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	北九州市　介護保険に関する事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

北九州市長

個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】

公表日

［令和7年5月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容　※	1　介護保険法その他の介護保険に関する法令及びこれらに基づく条例による、介護保険に関する事務全体の概要は以下のとおり。 （1）　被保険者の管理 （2）　要介護・要支援の認定 （3）　保険給付の支給 （4）　サービス事業者・施設の管理 （5）　介護保険料の徴収 2　特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 （1）　保険給付の支給 ア　被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 イ　被保険者証又は認定証に関する事務 ウ　介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 エ　要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 オ　要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 カ　介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 キ　居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （2）　保険料の徴収 ア　保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 イ　保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ウ　保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 エ　保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 3　地域支援事業に関する事務 （1）被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 4　介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務 （1）市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 （2）介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 （3）住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。
③対象人数	[　30万人以上　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	介護保険被保険者の情報を管理するシステムであり、次の機能を有する。 1　資格管理 　受給資格に関連する情報を管理し、被保険者証を発行する。 2　給付実績管理 　被保険者や事業所から支給申請を受け付けて、支給・不支給の決定を行い、決定通知書を発行する。 3　認定申請管理 　要介護認定申請を受け付けて、主治医・訪問調査員を割り当て、認定結果を表示した被保険者証を発行する。 4　受給者管理 　居宅サービス計画を受け付けて、保険料の滞納による給付制限・サービス利用料減免の決定を行い、国保連合会へ引き渡す受給者情報を管理する。 5　保険料納付管理 　介護保険料の賦課・収納情報を管理し、納入通知書・納付書等を発行する。 6　宛名管理 　被保険者の郵便物送付先等の情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（総合収納ｼｽﾃﾑ、総合滞納整理ｼｽﾃﾑ、生活保護ｼｽﾃﾑ、国民健康保険ｼｽﾃﾑ、後期高齢者医療ｼｽﾃﾑ、総合窓口ｼｽﾃﾑ）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1　符号管理機能 　符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2　情報照会機能 　情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3　情報提供機能 　情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4　既存システム接続機能 　中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5　情報提供等記録管理機能 　特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6　情報提供データベース管理機能 　特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7　データ送受信機能 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8　セキュリティ管理機能 　暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9　職員認証・権限管理機能 　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10　システム管理機能 　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1　統一識別番号番号付番機能 　統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。 2　宛名情報等管理機能 　団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 3　中間サーバー連携機能 　中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4　既存システム連携機能 　既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。 5　権限管理機能 　団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー(中間サーバー端末含む)、既存業務システム　　）

システム4	
①システムの名称	総合窓口システム（総合受付、総合照会、総合証明）
②システムの機能	（総合受付） １　受付及び処理状況管理 　総合窓口において市民からのライフイベントに応じた申請や届出等の受付登録を行い、その後の異動入力や交付書類作成等の進行状況を管理 ２　市民及び職員への案内 　ライフイベントや申請・届出処理の結果を踏まえた市民への案内文書作成、また受付担当職員への市民説明用文書の作成 ３　交付書類 　申請・届出処理に伴い作成される証明書等の各種帳票の印刷 ４　他業務との連携 　総合窓口においてワンストップサービスを実施するための国民健康保険や福祉業務等との資格情報を連携 （総合照会） １　総合照会機能 　住民に対する照会業務の効率化を図るため、住民情報の照会機能を集約 　照会可能な情報は世帯情報、個人情報、証明書の発行履歴照会、他業務照会（選挙、国保、後期、年金、福祉系） （総合証明） １　総合証明機能 　総合窓口における証明書交付窓口業務の迅速化を図るため、システムの証明機能を集約発行する証明書の種類は住民票の写しの証明、印鑑登録証明、税証明（所得額証明、非課税証明）
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 住基ﾈｯﾄ連携ｼｽﾃﾑ、国民年金ｼｽﾃﾑ、国民健康保険ｼｽﾃﾑ、介護保険ｼｽﾃﾑ、後期高齢者医療ｼｽﾃﾑ、選挙ｼｽﾃﾑ、就学ｼｽﾃﾑ、印鑑登録ｼｽﾃﾑ、ｶｰﾄﾞ管理ｼｽﾃﾑ、子ども・子育て支援制度ｼｽﾃﾑ　）

システム5	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	１　識別番号付番機能 　識別番号が未登録の宛名情報について、新規に識別番号を付番する。 ２　宛名情報等管理機能 　宛名管理システムにおいて宛名情報等を識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 ３　団体内統合宛名システム連携機能 　宛名管理システムの宛名情報が更新された際に、団体内統合宛名システムに通知する。 ４　権限管理機能 　宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 既存業務システム　）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	総合収納システム
②システムの機能	介護保険システム及び各賦課業務システムの収納データを管理し、決算事務や滞納整理対象者の抽出を支援するシステムであり、次の機能を有する。 1　金融機関からの入金情報の取り込み 2　還付・充当情報の作成及び通知書の作成 3　督促状、催告書の作成 4　統計・決算情報の作成 5　口座情報・納税貯蓄組合情報の管理 6　延滞金・還付加算金の計算
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 総合滞納整理ｼｽﾃﾑ、国民健康保険ｼｽﾃﾑ、介護保険ｼｽﾃﾑ、後期高齢者医療ｼｽﾃﾑ、市営住宅管理ｼｽﾃﾑ、就学援助ｼｽﾃﾑ、子ども・子育て支援制度ｼｽﾃﾑ、下水道ｼｽﾃﾑ、し尿処理手数料ｼｽﾃﾑ、ごみ処理手数料ｼｽﾃﾑ、母子寡婦福祉資金貸付金ｼｽﾃﾑ、入金管理ｼｽﾃﾑ、住宅貸付償還ｼｽﾃﾑ ）
システム7	
①システムの名称	総合滞納整理システム
②システムの機能	介護保険システム及び各賦課業務システムの滞納データを管理し、滞納整理を支援するシステムであり、次の機能を有する。 1　総合収納ｼｽﾃﾑからの滞納データの取り込み 2　滞納者情報の管理 3　各滞納処分書類の作成 4　納付書・催告書の作成 5　統計・決算情報の作成 6　延滞金の計算
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 総合収納ｼｽﾃﾑ、国民健康保険ｼｽﾃﾑ、介護保険ｼｽﾃﾑ、後期高齢者医療ｼｽﾃﾑ、市営住宅管理ｼｽﾃﾑ、就学援助ｼｽﾃﾑ、子ども・子育て支援制度ｼｽﾃﾑ、下水道ｼｽﾃﾑ、し尿処理手数料ｼｽﾃﾑ、ごみ処理手数料ｼｽﾃﾑ、母子寡婦福祉資金貸付金ｼｽﾃﾑ、入金管理ｼｽﾃﾑ、住宅貸付償還ｼｽﾃﾑ ）

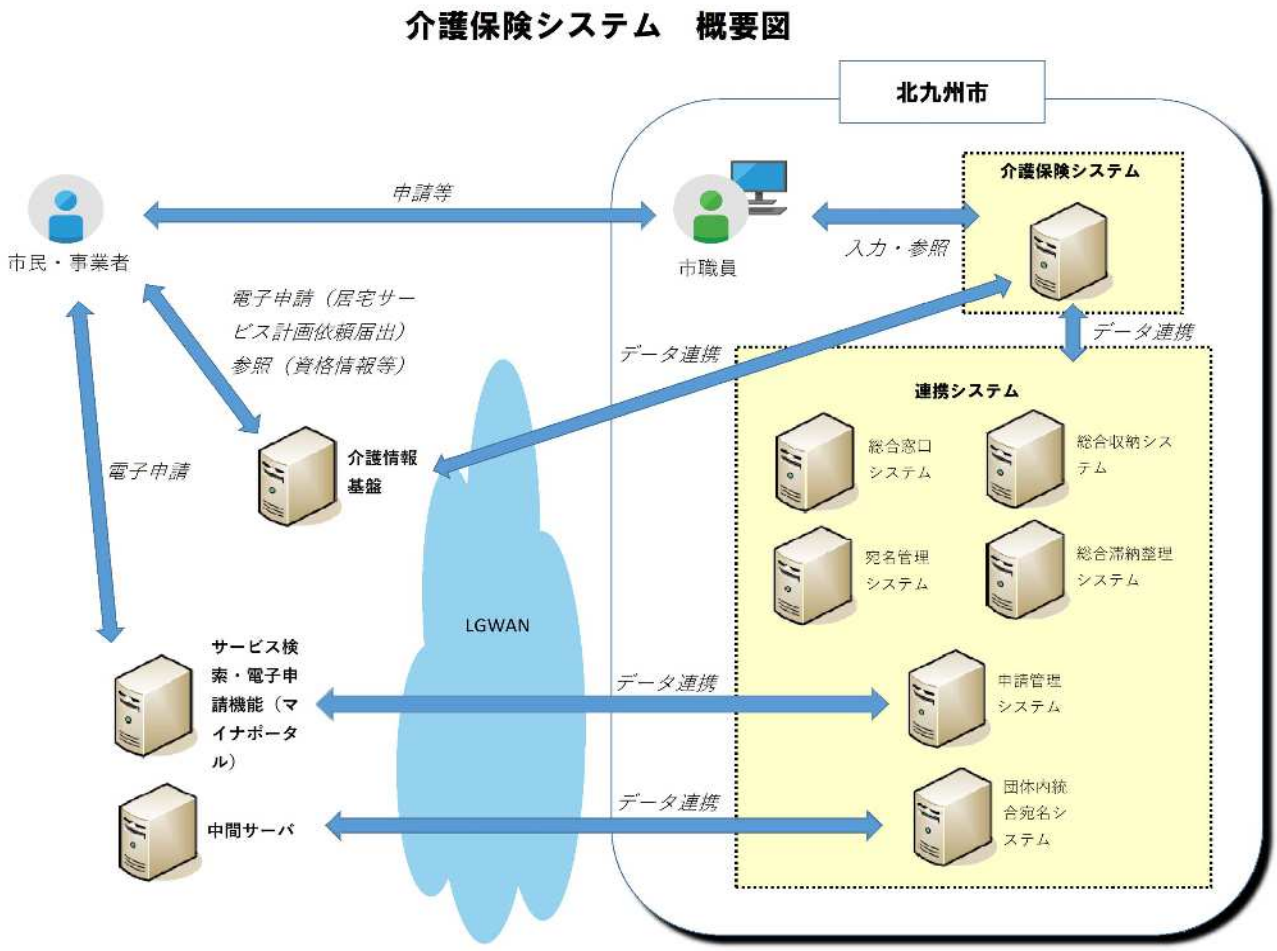
システム8	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ e-Gov電子申請サービス、申請管理システム　　）

システム9	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1　申請受付・管理機能 　申請者からの各種申請のオンライン受付、申請書のステータス管理、内容の登録・編集・削除、および履歴管理を行います。 2　申請情報照会機能 　申請者および担当者が自身の申請状況や過去の申請内容を検索・閲覧できる機能を提供します。 3　審査・承認機能 　申請内容の審査担当者への割り当て、審査結果の入力、多段階承認プロセスの実行、および審査進捗管理を行います。 4　通知機能 　申請者への申請受付・審査結果・進捗状況、および審査担当者への申請割り当て・期限超過などを自動通知します。 5　データ連携機能 　既存業務システム（会計システム、顧客管理システム等）や外部サービス（本人認証、支払いシステム等）と申請関連データを連携します。 6　権限管理機能 　システム利用者の認証を行い、利用者ロールに応じた機能や個人情報へのアクセスを制御し、操作ログを記録・管理します。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 総合収納システム、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、保健福祉総合システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム　）

システム10	
①システムの名称	介護情報基盤
②システムの機能	<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> 介護情報基盤が介護保険に係る各種データを扱う際には、個人を特定するキーとして、介護保険被保険者番号又はPublic Medical Hub（以下「PMH」という。）固有の識別子（PMHキー）にて制御する仕様としている（PMHキーは、特定個人情報と紐づけることで個人を特定するキーである）。詳細な機能は以下のとおり。 ①特定個人情報の登録・管理 ・情報連携のため、本市区町村は、介護情報基盤（PMH介護領域）へ本事務に係る対象者の個人番号等の紐付け及び登録を行う。（LGWAN回線等経由） ・介護情報基盤に登録された特定個人情報は、自治体からのアクセスのみに制御される。また特定個人情報を出力する機能はない。 ②PMHキー採番 ・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。 医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。 ・医療保険者等向け中間サーバーはPMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。 ・オンライン資格確認等システムはPMHキーと紐付番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。 ・マイナポータルは新たにPMH用の仮名識別子（PMH仮名識別子）を生成し、シリアル番号、PMH仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。 （連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。）以降、マイナポータルからの介護情報参照等が可能となる。 ③介護保険資格確認等WEBサービスからの参照 ・介護事業所が介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所にて管理している被保険者の介護情報を確認する。 ・介護保険資格確認等WEBサービスは、被保険者番号をキーに介護情報基盤に対して介護情報（証等の情報、認定情報等）を照会する。 ・介護情報基盤は被保険者番号をキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。 ④マイナポータルからの参照 ・住民がマイナポータル経由で、自身の介護保険情報を確認する。 ・マイナポータルは、PMH仮名識別子をキーに介護情報基盤に被保険者情報を照会する。 ・介護情報基盤はPMH共通にPMH仮名識別子を連携しPMHキーを取得し、PMHキーをキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（介護保険システム、マイナポータル、PMH、介護保険資格確認等WEBサービス、医療保険者等向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム、履歴照会回答システム、介護保険審査支払等システム、LIFEシステム、HPKI認証局、資格確認端末）
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係システムファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1. 被保険者・要介護認定者等の把握のため。 2. 介護保険料の賦課・徴収のため。 3. 介護保険給付の管理のため。 4. 多くの対象者を正確かつ迅速に処理するには、電算システムの利用が必要不可欠であるため。
②実現が期待されるメリット	保険者として個人特定の正確性向上が期待できる特定個人情報ファイルを利用することで、保険料の賦課・徴収、保険給付を公平、公正に行うことが可能となる。 また、特定個人情報ファイルが電子情報としてシステム間を連携することにより、従来の紙媒体で連携された情報の手入力に比べ、正確かつ迅速に事務処理を行うことが可能となる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第１の8の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表 (情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課
②所属長の役職名	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課長
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容

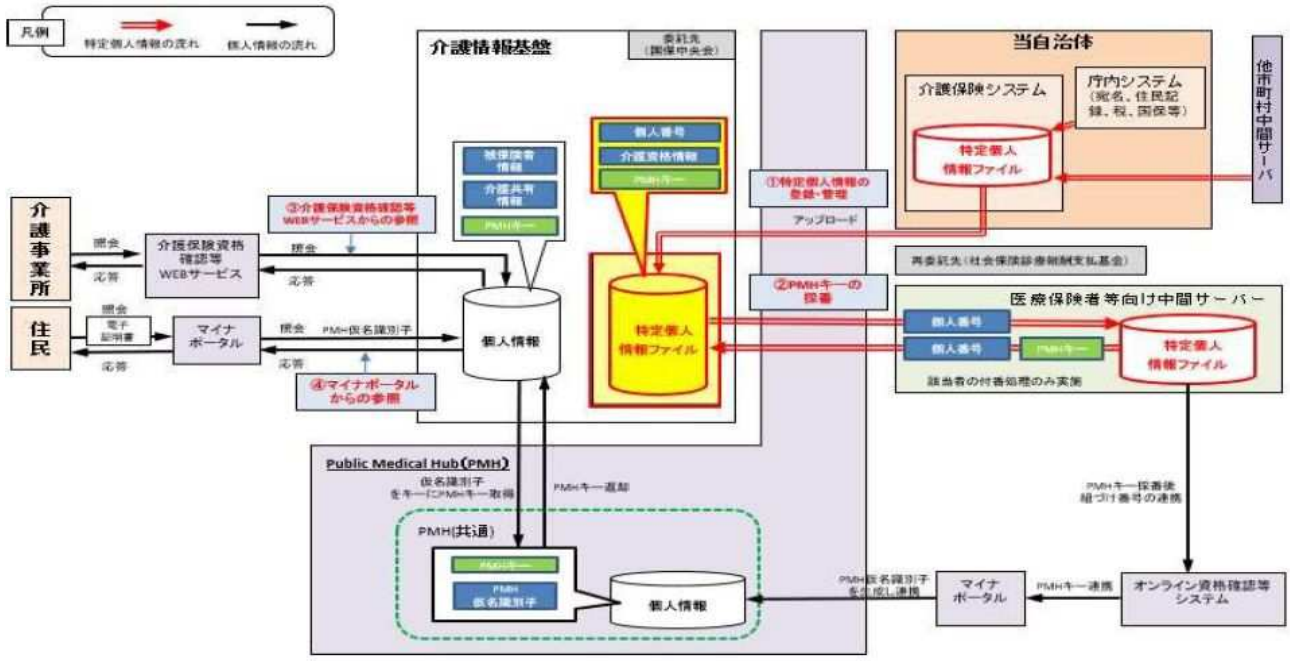


（備考）

① 窓口にて本人確認を行い、申請・届出を受け付ける。
② 申請・届出の審査に必要な業務関係情報について、庁内連携システム経由で他業務システムに、
又は情報提供ネットワーク経由で他市町村長等に照会を行う。
（③ ワンストップサービスにより総合窓口システムで受け付けたものは、資格情報の確認が行われる。）
④ 被保険者証、認定結果通知書、高額介護サービス支給決定通知書、納入通知書等の審査結果を
申請・届出者に通知する。
（⑤ ワンストップサービスにより総合窓口システムで受給資格証明書等を交付する。）
⑥ 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等から、年金給付関係情報を電子媒体により送付を受け、
共通基盤システム経由で取り込みを行う（紙媒体のものも存在する）。
⑦ 厚生労働大臣又は共済組合等へ、保険料特別徴収情報を電子媒体により送付する。
※介護認定審査会支援システム・認定審査係システムは認定審査会に関する事務を行うが、特定個人情報ファイルの取扱いはない。

（別添1）事務の内容

【介護情報基盤】
PMHにおいて介護情報基盤が介護保険に係る各種データを扱う際には、個人を特定するキーとして、被保険者番号又は独自の項目であるPMHキーにて制御する仕様としている。PMHキーは①～②の流れで、医療保険者等向け中間サーバーにて採番される。
採番後に医療保険者等向け中間サーバーより連携を受けたマイナポータルではPMH仮名識別子の生成が行われ、PMHにてPMHキーとPMH仮名識別子の紐づけが行われる。
採番の過程で制御情報として特定個人情報は介護情報基盤に登録されるものの、PMHキーが採番されて以降は、介護保険資格確認等WEBサービスから介護保険に関連する情報にアクセスする際には被保険者番号をキーとして、マイナポータルから介護保険に関連する情報にアクセスする際にはPMH仮名識別子をキーとして、PMHキーをPMH（共通）から取得し制御する仕組みとなっている。このため、特定個人情報ファイルへのアクセスは、個人番号等の紐づけ及び登録のみに限定する仕組みとしている。



（備考）

①特定個人情報の登録・管理
・情報連携のため、本市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号等の紐付け及び登録を行う。（LGWAN回線等経由）
・介護情報基盤に登録された特定個人情報は、自治体からのアクセスのみに制御される。また特定個人情報を出力する機能はない。
②PMHキー採番
・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。
・医療保険者等向け中間サーバーはPMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
・オンライン資格確認等システムはPMHキーと紐付番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。
・マイナポータルは新たにPMH用の仮名識別子（PMH仮名識別子）を生成し、シリアル番号、PMH仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。（連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。）以降、マイナポータルからの介護情報参照等が可能となる。
③介護保険資格確認等WEBサービスからの参照
・介護事業所が介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所にて管理している被保険者の介護情報を確認する。
・介護保険資格確認等WEBサービスは、被保険者番号をキーに介護情報基盤に対して介護情報（証等の情報、認定情報等）を照会する。
・介護情報基盤は被保険者番号をキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。
④マイナポータルからの参照
・住民がマイナポータル経由で、自身の介護保険情報を確認する。
・マイナポータルは、PMH仮名識別子をキーに介護情報基盤に被保険者情報を照会する。
・介護情報基盤はPMH共通にPMH仮名識別子を連携しPMHキーを取得し、PMHキーをキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険関係システムファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		・本市に住所を有する第1号被保険者、要介護認定を受けた第2号被保険者及びその同一世帯に属する者（資格取得後、転出・死亡等により資格喪失した者も含む） ・本市の適用除外施設に入所する者 ・他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
	その必要性	正確かつ公平・公正な介護保険に関する事務を迅速に行うため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　公金受取口座情報　）

	その妥当性	1　識別情報 　介護保険に関する事務を行う対象者を正確に特定するために保有する。 2　連絡先等情報 　介護保険に関する事務を行う対象者の申請・届出時点、介護保険料賦課期日時点の居住地・世帯情報を把握するために保有する。 3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報 　保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行うために保有する。 （2）　医療保険関係情報 　保険給付の支給における高額医療合算介護サービス費の支給決定を行うために保有する。 （3）　生活保護・社会福祉関係情報 　保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行うために保有する。 （4）　介護・高齢者福祉関係情報 　介護保険に関する事務全般の処理に必要な情報及びその処理結果情報として保有する。 （5）　年金関係情報 　介護保険料の徴収において、年金からの特別徴収を行うために保有する。 （6）　公金受取口座情報 　介護保険における給付（保険料還付を含む）のため、対象者の公金受取口座情報を保有する。（ただし、対象者本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。） <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・識別情報 　介護被保険者番号、個人番号（マイナンバー）、PMHキー…介護情報基盤が外部と情報連携するために必要となる。 ・業務関係情報 　介護・高齢者福祉関係情報…（介護保険事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、）介護情報基盤が、外部と情報連携するために必要となる。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 財政・変革局税務部課税第一課、総務市民局市民部区政推進課、保健福祉局総務部保険年金課、保健福祉局地域共生社会推進部保護課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 日本年金機構、デジタル庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合、介護保険法第20条に規定する他の法令による給付を行うこととされている者、市町村長、都道府県知事等 ） [] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 社会保険診療報酬支払基金 ）
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ サービス検索・電子申請機能、LGWAN回線を用いた介護保険システムからのデータ連携、医療保険者等向け中間サーバー ）
③入手の時期・頻度	1 識別情報：随時 2 連絡先等情報：随時 3 業務関係情報 （1） 地方税関係情報；毎月１回 （2） 医療保険関係情報；毎月１回 （3） 生活保護・社会福祉関係情報；随時 （4） 介護・高齢者福祉関係情報；随時 （5） 年金関係情報；随時 （6） 公金受取口座情報；随時 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、介護保険システムから特定個人情報を入手する。
④入手に係る妥当性	介護保険に関する事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請・届出等の情報として収集を行う必要がある。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、市区町村介護保険システムから自動的に連携する。
⑤本人への明示	1 識別情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 2 連絡先等情報 介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 3 番号法第19条第1項第8号、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項に定められている。
⑥使用目的 ※	介護保険に関する事務において、被保険者の管理を適正に行うため。
変更の妥当性	-

⑦使用の主体	使用部署 ※	保健福祉局介護保険課、保護課、長寿社会対策推進室、地域福祉推進課、健康推進課、保健衛生課、障害者支援課、地域リハビリテーション推進課 総務市民局区政推進課、区政事務センター 財政・変革局収税企画課、各市税事務所料金納付課、各市税事務所納税課 各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所
	使用者数	[　500人以上1,000人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法　※		1　識別情報　介護保険に関する事務を行う対象者を正確に特定する際に使用する。 2　連絡先等情報　介護保険に関する事務を行う対象者の申請・届出時点、介護保険料賦課期日時点の居住地・世帯情報を把握する際に使用する。 3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報　保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 （2）　医療保険関係情報　保険給付の支給における高額医療合算介護サービス費の支給決定を行う際に使用する。 （3）　生活保護・社会福祉関係情報　保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 （4）　介護・高齢者福祉関係情報　他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。 （5）　年金関係情報　保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 （6）　公金受取口座情報　介護保険における給付（保険料還付を含む）における受取口座の確認に使用する。（ただし、本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。） 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務〉 ・情報連携のため、本市区町村は、介護情報基盤（PMH介護領域）へ本事務に係る対象者の個人番号等の紐付け及び登録を行う。（LGWAN回線等経由） ・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。 ・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。 ・医療保険者等向け中間サーバーはPMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。 ・オンライン資格確認等システムはPMHキーと紐付番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。 ・マイナポータルは新たにPMH用の仮名識別子（PMH仮名識別子）を生成し、シリアル番号、PMH仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。（連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。）以降、マイナポータルからの介護情報参照等が可能となる。
	情報の突合　※	1　識別情報　北九州市の識別番号、介護保険被保険者番号と紐付けて使用する。 2　連絡先等情報　介護・高齢者福祉関係情報と突合して各種通知書を作成する。 3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報 連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 （2）　医療保険関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額医療合算介護サービス費の支給決定等を行う。 （3）　生活保護・社会福祉関係情報 連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 （4）　介護・高齢者福祉関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。 （5）　年金関係情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 （6）　公金受取口座情報 介護・高齢者福祉関係情報と突合して、介護保険における給付（保険料還付を含む）における受取口座の確認に使用する。（ただし、本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。） 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務〉 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。

	情報の統計分析 ※	介護保険における被保険者の資格・保険料賦課・収納・認定・給付状況を調査し、介護保険の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的とする統計分析を行う。 特定の個人を特定し得るような情報の統計や情報の分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定　※	保険料の賦課決定、要介護（要支援）認定等の決定、利用者負担割合の決定　等
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 12 ） 件
委託事項1		介護保険システム運用保守業務
①委託内容		介護保険システム運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール [○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ []紙 []その他 （ ）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	システムの運用及び保守業務

委託事項2～5		
委託事項2		システム基盤（オペレーション業務等）
①委託内容		システム基盤（オペレーション業務等）
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		［ 特定個人情報ファイルの全体 ］　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	オペレーション作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		［　10人以上50人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		［　］専用線　［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［ ○ ］その他　（ 本業務委託は、本市専用のサーバ群の運用管理でありファイルの提供は行わない ）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		日立・NTTデータ企業連合
再委託	⑦再委託の有無　※	［　再委託する　］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	オペレーション業務

委託事項3		総合収納システム運用保守業務
①委託内容		総合収納システムの運用及び保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	特定個人情報ファイルの内、本市に住所を有する第１号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
	その妥当性	介護保険料の徴収事務を行うシステムの運用・保守作業を実施するために、上記の特定個人情報ファイルを委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（システムの運用・保守作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わない。）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社RKKCS
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託しない　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		総合滞納整理システム運用保守業務
①委託内容		総合滞納整理システム運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの内、本市に住所を有する第１号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
	その妥当性	介護保険料の徴収事務を行うシステムの運用・保守作業を実施するために、上記の特定個人情報ファイルを委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線　[]電子メール　[]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ　[]紙 [○]その他　（システムの運用・保守作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わない。）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		北日本コンピューターサービス株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		介護保険料関係支援業務
①委託内容		介護保険料関係支援業務（還付通知等）
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		［ 特定個人情報ファイルの一部 ］　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	特定個人情報ファイルの内、本市に住所を有する第1号被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者で介護保険料を滞納している者
	その妥当性	実施するために、特定個人情報ファイルの一部を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		［　10人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		［　］専用線　［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［ ○ ］その他　（ システムの運用・保守作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わない。 ）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		アクセンチュア株式会社
再委託	⑦再委託の有無　※	［　再委託しない　］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6～10		
委託事項6		団体内統合宛名システム運用保守業務
①委託内容		団体内統合宛名システムの運用及び保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線　[]電子メール　[]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ　[]紙 [○]その他　（ システムの運用・保守作業において、ファイルの提供は行わない ）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社北九州支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	運用・保守作業の一部

委託事項7		宛名管理システム運用保守管理
①委託内容		宛名管理システムの運用及び保守管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線　[]電子メール　[]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ　[]紙 [○]その他　（ システムの運用・保守作業において、ファイルの提供は行わない ）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		クラウド共通基盤（オペレーション業務等）
①委託内容		クラウド共通基盤（オペレーション業務等）
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		［ 特定個人情報ファイルの全体 ］　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	オペレーション作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		［　10人以上50人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		［　］専用線　［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［ ○ ］その他　（ 本業務委託は、本市専用のサーバ群の運用管理でありファイルの提供は行わない ）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社日立製作所
再委託	⑦再委託の有無　※	［　再委託する　］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	オペレーション業務

委託事項9		申請管理システム運用保守業務
①委託内容		申請管理システムの運用及び保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[　10人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ システムの運用・保守作業において、ファイルの提供は行わない　）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社日立製作所
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託する　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	運用・保守作業の一部

委託事項10		オンライン申請に係る審査支援業務
①委託内容		オンライン申請に係る審査支援業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	業務を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [　]その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		TOPPAN株式会社
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託しない　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項11～15		
委託事項11		要介護認定・要支援認定申請等に係る支援業務
①委託内容		要介護認定・要支援認定申請等に係る支援業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	業務を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [　]その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託しない　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項12		介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		介護情報基盤の利用・情報連携業務及び運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	全ての介護保険被保険者
	その妥当性	PMHキーの採番や、その適切な管理のために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ LGWAN又は閉域網回線を用いた提供　）
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		福岡県国民健康保険団体連合会 （福岡県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する）
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託する　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	介護情報基盤におけるPMHキーを用いた情報連携 介護情報基盤の運用保守

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 11 ）件 [○] 移転を行っている （ 5 ）件 [] 行っていない
提供先1	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める情報照会者（別紙1参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各特定個人番号利用事務
③提供する情報	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各利用特定個人情報（別紙1参照）
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する被保険者及び他市町村の住所地特例施設に入所する住所地特例被保険者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

移転先1	財政・変革局税務部課税第一課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	番号法第9条第1項　別表 24に定める事務（地方税事務）
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	毎月1回

移転先2～5	
移転先2	保健福祉局総務部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1　番号法第9条第1項　別表 44に定める事務（国民健康保険事務） 2　番号法第9条第1項　別表 85に定める事務（後期高齢者医療制度事務） 3　番号法第9条第1項　別表 128に定める事務（年金生活者支援給付金事務）
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	毎月1回
移転先3	保健福祉局総務部保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	・番号法第9条第1項　別表 23に定める事務（生活保護事務） ・番号法第9条第1項　別表 95に定める事務（中国残留邦人等支援給付事務）
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [○] その他　（ 介護保険システム画面参照　）
⑦時期・頻度	毎月1回

移転先4	保健福祉局保健衛生部保健衛生課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	番号法第9条第1項　別表 14に定める事務（予防接種事務）
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [○] その他　（ 介護保険システム画面参照　）
⑦時期・頻度	随時
移転先5	保健福祉局障害福祉部障害者支援課・保健福祉局保健所地域リハビリテーション推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	番号法第9条第1項　別表 117に定める事務（障害者自立支援給付事務）
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する被保険者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [○] その他　（ 介護保険システム画面参照、ハイセキュアセグメントファイルサーバ　）
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜北九州市システム共通基盤における措置＞ ①北九州市システム共通基盤はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバー室への入室を厳重に管理している。 ＜北九州市クラウド共通基盤における措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、クラウド共通基盤事業者が運用を行い、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能における処置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・特定個人情報の格納領域を分けて、ユーザアカウント権限の制御を行い、さらにアクセス者の識別を行う。 ・外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離する。 ・不正侵入を検知・防御するシステムを導入することで、ネットワーク、Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 ・ログ監査により、不正アクセスを検知する。 ・データ暗号化、通信暗号化を行う。
②保管期間	期間	［　10年以上20年未満　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	介護保険法施行令第33条より、保険料徴収権消滅期間を算定する際の算定対象年度が「要介護認定を受けた日の10年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度」とされているため。 介護情報基盤の運用保守を専門的に実施する体制を構築するため

③消去方法	＜北九州市システム共通基盤における措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、北九州市システム共通基盤の保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、北九州市システム共通基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜北九州市クラウド共通基盤における措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データはパブリッククラウドのクラウド事業者およびクラウド共通基盤の運用事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からクラウド共通基盤へ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜サービス検索・電子申請機能における処置＞ ・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務〉 ・特定個人情報は10年で削除する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・クラウドサービスが提供するユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを削除することで、暗号化されたデータが復元できないようにする。
7．備考	

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

別紙2のとおり

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1　入手方法＝紙 　申請・届出時の入手に関しては、個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守する。 2　入手方法＝電子媒体 　介護保険システムの4情報との突合確認を行う。 3　入手方法＝庁内連携システム 　入手（連携）元とは、北九州市の識別番号での突合確認を前提とする。 4　入手方法＝サービス検索・電子申請機能 　マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 　申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub（PMH）に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1　入手方法＝紙 　申請・届出時の入手に関しては、必要とされる情報以外記載できない申請・届出様式とする。また、不必要な書類は受け取らずに返却する。 2　入手方法＝電子媒体、庁内連携システム 　不必要な情報は入手できないデータフォーマットとする。 3　入手方法＝サービス検索・電子申請機能 　住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが返却されるようシステム的に制御している。自治体ごとのアクセス制御も実施する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1　入手方法＝紙 　申請・届出時の入手に関しては、本人確認を徹底しており、不適切に入手することはない。 2　入手方法＝電子媒体 　入手元との、入手件数等の確認を徹底する。 3　入手方法＝庁内連携システム 　システムは、ユーザID及びパスワードによる認証を行い、操作者により利用可能な権限を限定している。 4　入手方法＝サービス検索・電子申請機能 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 5　入手方法＝介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務 定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが返却されるようシステム的に制御している。自治体ごとのアクセス制御も実施する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示を受け、必ず本人確認を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 市区町村介護保険システムより連携される特定個人情報を加工することなくPMHキーの発行要求等で使用するため、不正確な特定個人情報が入手されることはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 市区町村介護保険システムより連携される特定個人情報を加工することなくPMHキーの発行要求等で使用するため、不正確な特定個人情報が入手されることはない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 職員にて収集した情報に基づいて、審査者・決裁者と複数のチェックを行い、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 市区町村介護保険システムより連携される特定個人情報を加工することなくPMHキーの発行要求等で使用するため、不正確な特定個人情報が入手されることはない。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 入手方法＝紙 申請・届出窓口には、隣席から記載内容が確認できないように衝立を立てている。 申請・届出書は、鍵付きの書類棚で保管している。 2 入手方法＝電子媒体 保存情報にパスワードを設定して受け渡しを行っている。 3 入手方法＝庁内連携システム 目的外の接続を不可能とするため、専用線を用いたシステム連携・接続を行っている。 4 入手方法＝サービス検索・電子申請機能 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 サービス検索・電子申請機能と e-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 5 入手方法＝介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務 個人情報を格納する領域については、外部連携先システムが直接アクセスが行えないようネットワークを分離するとともに、システム自動処理により、介護情報基盤システム内に格納される運用になっている。 外部連携先システムとの通信はVPN等の技術を用いた暗号化を行うことで通信内容秘匿、盗聴対策の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容		宛名システム等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・個人情報を格納する領域については、外部連携先システムが直接アクセスが行えないようネットワークを分離するとともにシステム自動処理により、介護情報基盤システム内に格納される運用になっている。 ・外部連携先システムとの通信はVPN等の技術を用いた暗号化を行うことで通信内容秘匿、盗聴対策の対応をしている。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[行っている] <選択肢> 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	・対象業務システムを利用する端末は、該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ・対象業務システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御（アクセス制御）している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・介護情報基盤へのログインはユーザID、パスワードで行う。 ・ログイン用のユーザIDは、管理者がユーザ登録を行った者に限定して発行される。
アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている] <選択肢> 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	○アクセス権の発行 当該業務システムを所管している所属長に対し、下記の内容を記載した申請を行い当該業務システムを所管している所属長がアクセス権限を設定する。 ・必要なアクセス権限の種類 ・アクセス権限が必要な期間 ・利用する業務名及び業務概要 ・利用目的及び必要とする理由（法令根拠等） ・申請課及び利用課の所属長及び利用者 ○アクセス権の失効 アクセス権は、必要な期間の満了日に自動削除される。 また、アクセス権が必要な期間の満了日前に異動若しくは退職した場合にも自動削除される。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・ユーザ区分を整理し、定められたユーザのみがアクセス権限を管理できるようにする。

アクセス権限の管理		[　行っている　] ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	権限設定状況の一覧表がオンラインから出力可能であり、出力した帳票を基に定期的な見直しを実施している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 〈介護情報基盤におけるPMHキーを用いた情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 〈アクセス権限の管理〉 システム基盤への各対象毎のアクセス権限については、以下の管理をしている。 ①クラウドサービス ・運用保守事業者は、ユーザ管理環境でユーザを払い出し、ユーザの役割に応じた最小限の権限を付与した権限グループに所属させることで、各環境へのアクセス権限を管理する。 ・特定個人情報への参照権限を保持するグループについては、運用時のインシデント対応など一時的にアクセス権限を付与することとし、通常運用時は権限を付与しないこととする。 ②OS等 ・運用保守事業者は、ID/パスワードにより端末OSへのユーザのアクセス権限を管理する。 ③アプリケーション ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ＜パスワードポリシー＞ ・クラウドサービス、OS等に対するパスワードポリシーは、原則クラウドサービス、OS等の機能により設定し、ポリシーに従わないパスワードを自動的に拒否する。 ・システムにより自動作成される初期パスワードは推測容易な場合が多いため、初回利用時にパスワード変更を要求する設計とする。自動で変更要求できない場合は運用ルールによる対処を行う。 ・パスワードの使いまわしや推測されやすいパスワード設定を避けるため、定期的なパスワード変更は行わず、有効期限を無期限とする。
特定個人情報の使用の記録		[　記録を残している　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
	具体的な方法	特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）として全件記録している。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人情報の使用の記録については、以下の措置を講じている。 ＜技術的安全管理措置＞ ・外部からの不正アクセス等の防止 ーログ監査を行い不正アクセスを検知する。 　監査ログについては、クラウドサービスのマネージドサービスにより取得、管理し、クラウドサービスのコンソールにより参照する。
その他の措置の内容		-
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 また、全職員を対象に情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 外部記憶媒体内のデータは暗号化する <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	ファイルが不正に複製できないようにするため、特定個人情報を扱う端末は、 ・許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。 ・端末に業務用データが残らない。 などの仕様としている。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについては、以下の措置を講じている。 ＜技術的安全管理措置＞ ・アクセス制御 -ユーザアカウント権限の制御を行っている。 -外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離している。 -情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・外部からの不正アクセス等の防止 -ウイルス/マルウェア対策・標的型攻撃対策・IDS/IPS・改ざん検知を行い、ネットワークへの不正なアクセスの防止、不正プログラムへの対策を行う。 -Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 -セキュリティ設計やセキュアコーディング等のセキュリティ対策を実施した上で、本システムの稼働前にセキュリティの専門家によるセキュリティ診断（ペネトレーションテスト等）を実施し、セキュリティ対策が十分行われていることを確認している。 -ログ監査を行い不正アクセスを検知する。 ・漏えい等の防止 -業務データの暗号化については、キーポリシーによる柔軟なアクセス制御、およびクラウドサービス利用終了時に暗号化消去によるデータの完全廃棄を行うことを目的として、原則ユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを使用し、データの暗号化を行っている。 -通信経路の暗号化を行っている。 -情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行い、加えて、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させている。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 本市区町村は、介護情報基盤における情報登録に係る業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを公益社団法人国民健康保険中央会に委託することとする。特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に基づき、委託先となる公益社団法人国民健康保険中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[　制限している　] <選択肢> 1）制限している　2）制限していない
具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザID／パスワードにより認証している。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限については、以下の措置を講じている。 <技術的安全管理措置> ・アクセス制御 -ユーザアカウント権限の制御を行っている。 -外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離している。 -情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・外部からの不正アクセス等の防止 -ウイルス/マルウェア対策・標的型攻撃対策・IDS/IPS・改ざん検知を行い、ネットワークへの不正なアクセスの防止、不正プログラムへの対策を行う。 -Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 -セキュリティ設計やセキュアコーディング等のセキュリティ対策を実施した上で、本システムの稼働前にセキュリティの専門家によるセキュリティ診断（ペネトレーションテスト等）を実施し、セキュリティ対策が十分行われていることを確認している。 -ログ監査を行い不正アクセスを検知する。 ・漏えい等の防止 -業務データの暗号化については、キーポリシーによる柔軟なアクセス制御、およびクラウドサービス利用終了時に暗号化消去によるデータの完全廃棄を行うことを目的として、原則ユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを使用し、データの暗号化を行っている。 -通信経路の暗号化を行っている。 -情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[　記録を残している　] <選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業者及び作業内容を記載した申請書を提出させ、その全ての申請書を保管する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人情報ファイルの取扱いの記録については、以下の措置を講じている。 <技術的安全管理措置> ・外部からの不正アクセス等の防止 -ログ監査を行い不正アクセスを検知する。 監査ログについては、クラウドサービスのマネージドサービスにより取得、管理し、クラウドサービスのコンソールにより参照する。

特定個人情報の提供ルール		[　　定めている　　] <選択肢> 1）定めている　　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他社への提供を禁止する旨を契約書に明記している。 また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・委託先（再委託も含む。）から他者への提供は行わない。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先（再委託先も含む。）から他者への提供が行われていないことを確認できる。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。 加えて、提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。 また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先（再委託先も含む。）から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。
特定個人情報の消去ルール		[　　定めている　　] <選択肢> 1）定めている　　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報を記録した（ハードウェアを含む）媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去又は記録装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 ・個人情報を記録した（ハードウェアを含む）媒体等の破砕等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けること。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、本市区町村は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] <選択肢> 1）定めている　2）定めていない
	規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的以外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従事者の明確化に関する事項 ・従事者に対する監督及び教育に関する事項 ・契約内容の遵守状況の報告に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　　十分に行っている　　] <選択肢> 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先である公益社団法人国民健康保険中央会が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検（年1回程度又は随時）を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回公益社団法人国民健康保険中央会から報告を受ける。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
―		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	提供はなく、移転のみを行っている。 移転は、専用線を用いた庁内連携システムにより行っており、情報照会・情報提供記録がデータベースに逐一保存される。また、電子媒体によるものについては、情報受払簿による記録を行っている。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	他の業務所管課より情報の移転を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。
その他の措置の内容	媒体により情報を提供する場合、別途、システム作業申請による事前の申請を必要とする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	1　誤った情報を移転してしまうリスクへの措置 移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 2　誤った相手に移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 電子媒体による場合は、相手先のシステムが誤ったデータフォーマットの情報受け入れを拒否する仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい･紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜介護保険関係システムにおける措置＞ 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか）の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜介護保険関係システムにおける措置＞ 　特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか）の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク）等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜介護保険関係システムにおける措置＞ ①誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ②誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜北九州市における措置＞ 　本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー･プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している 3）十分に周知していない

⑤物理的対策		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜北九州市システム共通基盤における措置＞ ①北九州市システム共通基盤はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバー室への入室を厳重に管理している。 ②データセンターへの機器の持ち込みや持ち出しについては、厳密な管理が行われている。 ③サーバー作業を行うための操作端末は、セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋に設置された、生体認証が必要な端末からのみアクセスできる。また、該当システム共通基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ＜北九州市クラウド共通基盤における措置＞ ①北九州市クラウド共通基盤については政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達しており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③サーバー作業を行うための操作端末は、セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋に設置された、生体認証が必要な端末からのみアクセスできる。また、該当システム共通基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ④業務ベンダによるリモート保守を行う場合も、厳密な入退室管理や監視カメラの導入を求めるとともに、定期的な監査を実施することとしている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 ①クラウド事業者が保有・管理する環境（日本国内）に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。 ②クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、以下の対策方針に則り運用保守事業者が保守拠点への対策を講じている。 ＜通信のなりすまし防止＞ ・介護情報基盤に接続可能なセキュリティ区画の分離、入退室管理を行う。 ・情報システムの機器番号等による接続機器の識別を行う。 ＜不正プログラムの感染防止＞ ・OS標準のマルウェア対策機能を利用し、運用保守端末の不正プログラムを検出する。 ＜不正プログラム対策の管理＞ ・OS標準のマルウェア対策機能を利用し、運用保守端末の不正プログラム対応状況を一元管理する。 ＜構築時の脆弱性対策＞ ・最新のセキュリティパッチを適用する。 ＜運用時の脆弱性対策＞ ・最新のセキュリティパッチを自動適用する。 ＜ログの蓄積・管理＞ ・運用保守端末の操作ログを収集する。 ＜時刻の正確性確保＞ ・クラウドサービスが提供している時刻同期のサービスを時刻同期元とする。 ＜情報の物理的保護＞ ・運用保守端末への対策として下記を実施する。 -端末の離席対策（自動スクリーンロック） -端末のワイヤーロック -記録装置のパスワードロック、暗号化 -データ消去ソフトや物理的破壊による情報の完全廃棄 ・セキュリティ区画への対策として下記を実施する。A268:AH284 -携帯電話、メモリデバイス等の持ち込みの監視及び制限 -物品持ち出し管理 ＜侵入の物理的対策＞ ・介護情報基盤に接続可能なセキュリティ区画の分離、入退室管理を行う。 ＜外部記録媒体を利用する場合の保管・消去に係るリスク対策＞ ・作業に用いる外部記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる外部記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。

⑥技術的対策		[　特に力を入れて行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜北九州市システム共通基盤における措置＞ ①北九州市システム共通基盤運用事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②北九州市システム共通基盤運用事業者は、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③北九州市システム共通基盤運用事業者は、システム共通基盤に対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④北九州市システム共通基盤運用事業者は、業務システムサーバーに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤北九州市システム共通基盤運用事業者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥北九州市システム共通基盤の特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦北九州市システム共通基盤運用事業者の運用保守地点から北九州市システム共通基盤への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、権限がない者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑨特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 ＜北九州市クラウド共通基盤における措置＞ ①クラウド事業者および北九州市クラウド共通基盤運用事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、クラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）として、CSPが提供するマネージドサービス等により、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、クラウド共通基盤に対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、クラウド共通基盤に対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥北九州市クラウド共通基盤の特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。ただし、一部の業務システムにおいては、リモート保守運用の必要性からインターネットを経由した接続を許可しており、接続元IPアドレスの制限、VPNによる通信の暗号化、操作画面のログ記録、事前申請により発行される一時認証情報の使用、リモート保守作業環境（ファシリティ）に関するルールの規定等のセキュリティ対策を講じている。 ⑦北九州市クラウド共通基盤運用事業者の運用保守地点から北九州市クラウド共通基盤への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑨特定個人情報ファイルにアスセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞

		・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っている。 ＜技術的安全管理措置＞ ・アクセス制御 −ユーザアカウント権限の制御を行っている。 −外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離している。 −情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・アクセス者の識別と認証 −クラウドサービスのリソースへのアクセス権を一時的に付与するサービスやクラウドサービスのリソースへの操作を許可または拒否する権限を定義するサービスを活用した認可、OS等による認可でアクセス者の識別を行っている。 ・外部からの不正アクセス等の防止 −ウイルス/マルウェア対策・標的型攻撃対策・IDS/IPS・改ざん検知を行い、ネットワークへの不正なアクセスの防止、不正プログラムへの対策を行う。 −Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 −セキュリティ設計やセキュアコーディング等のセキュリティ対策を実施した上で、本システムの稼働前にセキュリティの専門家によるセキュリティ診断（ペネトレーションテスト等）を実施し、セキュリティ対策が十分行われていることを確認している。 −ログ監査を行い不正アクセスを検知する。 ・漏えい等の防止 −業務データの暗号化については、キーポリシーによる柔軟なアクセス制御、およびクラウドサービス利用終了時に暗号化消去によるデータの完全廃棄を行うことを目的として、原則ユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを使用し、データの暗号化を行っている。 −通信経路の暗号化を行っている。 −情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・データの遠隔地保管 −大阪リージョンにバックアップファイルを保管する。
⑦バックアップ		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号		[保管している] <選択肢> 1）保管している 2）保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に 再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・特定個人情報の格納領域を分ける。 ・ユーザアカウント権限の制御を行う。 ・外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離する。 ・アクセス者の識別を行えるようにする。 ・不正侵入を検知・防御するシステムを導入することで、ネットワーク、Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 ・ログ監査により、不正アクセスを検知する。 ・データ暗号化、通信暗号化を行う。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		基本4情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 市区町村介護保険システムより異動情報等が連携され、最新化されるため古い情報のまま保管されるリスクはない。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		[定めている] <選択肢> 1）定めている 2）定めていない
	手順の内容	＜北九州市システム共通基盤における措置＞ データの復元がなされないよう、北九州市システム共通基盤運用事業者において、確実にデータを消去するとともに廃棄証明書の提出を受ける。 ＜北九州市クラウド共通基盤における措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・特定個人情報は10年で削除する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・クラウドサービスが提供するユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを削除することで、暗号化されたデータが復元できないようにする。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 個人情報等が漏えいした場合の対策として、セキュリティポリシーを遵守し、必要な措置を講ずることとしており、緊急時には、緊急連絡先等により対応する。 ①情報システム担当者にて事案を確認 ②情報セキュリティ管理者（又は情報セキュリティ責任者）に連絡・報告、応急処置等の指示 ③最高情報セキュリティ責任者（又は情報セキュリティ統括責任者）・情報セキュリティ委員会に報告 ④事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡及び関係する機関等へ連絡・対応指示 ⑥個人情報等を漏えいさせた医療保険者等の制度所管省庁（厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省）及び個人情報保護委員会への報告 ⑦事実関係、再発防止策等の公表

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	＜北九州市における措置＞ 評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年に1度、担当部署において自己点検を実施する。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。
②監査		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	＜北九州市における措置＞ 　業務所管部署において、情報セキュリティに関する監査を定期的に行う。 【点検項目】 ・評価書記載事項と運用の実態 ・ICカード、パスワードの付与並びにアクセス権限の承認状況 ・委託先の情報資産の管理体制及びアクセス申請の状況 ・不要となった情報資産の消去状況 ・情報資産に関する研修の状況 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。
2. 従業者に対する教育･啓発		
従業者に対する教育･啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	＜システム共通基盤における措置＞ 北九州市システム共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は北九州市システム共通基盤運用事業者が責任を有する。 北九州市システム共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は北九州市システム共通機能事業者が対応するものとする。 ＜クラウド共通基盤における措置＞ 北九州市クラウド共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は北九州市クラウド共通基盤運用事業者が責任を有する。 北九州市クラウド共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は北九州市クラウド共通機能事業者が対応するものとする。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。

3. その他のリスク対策

＜システム共通基盤における措置＞
北九州市システム共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は北九州市システム共通基盤運用事業者が責任を有する。
北九州市システム共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は北九州市システム共通機能事業者が対応するものとする。

＜クラウド共通基盤における措置＞
北九州市クラウド共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は北九州市クラウド共通基盤運用事業者が責任を有する。
北九州市クラウド共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は北九州市クラウド共通機能事業者が対応するものとする。

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置>
　情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
①請求先		〒803-0814　北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
②請求方法		個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
	特記事項	市ホームページ上のQ＆Aで、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等		[　　有料　　]　＜選択肢＞ 1) 有料　2) 無料 （手数料額、納付方法：　　）
④個人情報ファイル簿の公表		[　　行っている　　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
	個人情報ファイル名	介護保険関係システムファイル
	公表場所	北九州市立文書館
⑤法令による特別の手続		-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		-

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒803-8501北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課 （電話　093-582-2772）
②対応方法	問合せの受付時及びその対応について、記録を残す。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年8月25日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、市政だよりに公表している旨の記事を掲載し、北九州市ホームページ及び保健福祉局長寿推進部介護保険課、総務市民局市民部みんなの声課、各区役所総務企画課・出張所において案の閲覧及び配布を行う。
②実施日・期間	令和8年9月15日～10月14日（30日間）
③期間を短縮する特段の理由	―
④主な意見の内容	・介護情報基盤の利用開始等に伴い新たな特定個人情報の取扱いが生じることから、「侵入された場合でも取得されたデータそのものを利用・復元困難にする」技術的措置を、リスク対策として明確に検討することを提案します。 ・意見募集の内容に法律が記載されているが、法律の内容についても解説してほしい。
⑤評価書への反映	用語集に法律関係を追加
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	北九州市個人情報保護審査会による第三者点検を実施。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別紙1)特定個人情報の提供先				
項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
11	都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって第十三条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先				
項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの
27	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの
38	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの
42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
56	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先				
項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
70	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの
80	市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
86	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの
116	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十八条で定めるもの
125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先				
項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
128	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
137	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百三十九条で定めるもの
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの
145	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第百四十七条で定めるもの
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの

(別紙1)特定個人情報の提供先				
項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの
161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの

（別紙２） 特定個人情報ファイル記録項目

◆被保険者テーブル

介護保険者番号,被保険者番号,被保険者履歴通番,被保険者介護異動事由コード,被保険者異動年月日,被保険者資格異動届出者氏名（漢字）,被保険者資格異動届出者関係コード,被保険者資格異動届出者電話番号,被保険者資格異動届出年月日,被保険者資格取得事由コード,被保険者資格取得年月日,被保険者資格取得届出者氏名（漢字）,被保険者資格取得届出者関係コード,被保険者資格取得届出者電話番号,被保険者資格取得届出年月日,被保険者資格喪失事由コード,被保険者資格喪失年月日,被保険者資格喪失届出者氏名（漢字）,被保険者資格喪失届出者関係コード,被保険者資格喪失届出者電話番号,被保険者資格喪失届出年月日,被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,被保険者住基ネット個人番号,被保険者都道府県コード,被保険者市町村コード,被保険者町名コード,被保険者キー氏名（カナ）,被保険者あいまい検索キー氏名（カナ）,被保険者氏名（カナ）,被保険者通称名（カナ）,被保険者キー氏名（漢字）,被保険者氏名（漢字）,被保険者通称名（漢字）,被保険者本名通称名区分コード,被保険者氏名（英字）,被保険者併記用氏名（漢字）,被保険者氏名分類コード,被保険者生年月日年号コード,被保険者生年月日,被保険者性別コード,被保険者都道府県名（漢字）,被保険者市町村名（漢字）,被保険者住所（漢字）,被保険者番地（漢字）,被保険者方書（漢字）,被保険者住所（漢字）連結,被保険者親郵便番号,被保険者子郵便番号,被保険者電話番号,被保険者転入元市町村名（漢字）,被保険者住所地特例者区分コード,被保険者住所地特例者適用開始年月日,被保険者住所地特例者適用変更年月日,被保険者住所地特例者適用終了年月日,被保険者適用除外事由コード,被保険者適用除外開始年月日,被保険者適用除外終了年月日,被保険者賦課対象コード,被保険者記載1備考（漢字）,被保険者記載2備考（漢字）,被保険者記載3備考（漢字）,被保険者番地区分コード,被保険者番地,被保険者号番号,被保険者枝番号,被保険者行政区コード,被保険者方書（カナ）,被保険者市内外区分コード,被保険者政令広域コード,被保険者地方公共団体コード,被保険者外国人在留資格期間コード,被保険者外国人在留開始年月日,被保険者外国人在留終了年月日,被保険者外国人在留資格コード,処理年月日,被保険者世代通番,抑止コード,日常生活圏域コード,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆受給者テーブル

介護保険者番号,被保険者番号,受給者履歴通番,被保険者履歴通番,受給者要介護状態区分コード,受給者認定年月日,受給者結果変更事由コード,受給者認定結果通知書発行年月日,受給者認定有効期間開始年月日,受給者認定有効期間終了年月日,受給者支給限度管理期間終了年月日,受給者再審査フラグ,受給者申請取消事由コード,受給者申請取消年月日,受給者認定中断事由コード,受給者認定中断年月日,受給者認定取消事由コード,受給者認定取消年月日,受給者申請事由コード,受給者申請年月日,受給者申請かかりつけ医コード,受給者申請者関係コード,受給者訪問対象地区コード,受給者識別コード,受給者同意書有無コード,受給者前保険者名（漢字）,受給者申請者名（漢字）,受給者申請者電話番号,受給者申請書備考（漢字）,受給者居宅住所都道府県コード,受給者居宅住所市町村コード,受給者居宅住所町名コード,受給者居宅都道府県名（漢字）,受給者居宅市町村名（漢字）,受給者居宅住所（漢字）,受給者居宅番地（漢字）,受給者居宅方書（漢字）,受給者居宅親郵便番号,受給者居宅子郵便番号,受給者居宅電話番号,受給者居宅市内外区分コード,受給者特定疾病コード,受給者政令広域コード,受給者介護要状態コード,受給者労災等番号,処理年月日,受給者みなし認定区分コード,受給者介護保険審査会結果前要介護状態区分コード,区分変更用前回受給者履歴通番,経過措置前情報（結果、有効期間、希望）,通知書理由,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆納付原簿テーブル

介護保険者番号,賦課年度,被保険者番号,納付原簿履歴通番,納付原簿入力所得区分コード,納付原簿所得区分コード,徴収方法区分コード,納付原簿調定額,納付原簿年額,納付原簿月割額,納付原簿確定保険料額,納付原簿賦課年月日,納付原簿賦課期日年月日,納付原簿通知書通知理由コード,納付原簿賦課結果コード,納付原簿前回徴収方法区分コード,納付原簿納入通知書発行年月日,納付原簿特別徴収義務者コード,納付原簿年金コード,納付原簿基礎年金番号,納付原簿回付情報各種年月日,納付原簿特別徴収依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止区分コード,納付原簿特別徴収中止事由コード,納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日,納付原簿仮徴収額変更年月日,納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日,納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日,納付原簿減免区分コード,納付原簿徴収猶予区分コード,納付原簿全期前納報奨金額,納付原簿調定取消事由コード,納付原簿調定取消年月日,納付原簿行政区コード,納付原簿政令広域コード,納付原簿更正操作者コード,納付原簿激変緩和措置フラグ,納付原簿特例標準割合適用フラグ,納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ,納付原簿更新画面の備考,仮徴収額変更の変更後所得段階X,仮徴収額変更の変更後特例（標準）割合,適用フラグ,仮徴収額変更の変更後3段階特例（標準）,割合適用フラグ,更新通番,更新操作者コード,

◆参照用住基テーブル

介護保険者番号,住基市町村コード,住基個人番号,住基履歴通番,住基ネット個人番号,住基基礎年金番号,住基世帯番号,住基氏名（カナ),住基あいまい検索キー氏名（カナ),住基キー氏名（カナ),住基氏名（漢字),住基生年月日年号コード,住基生年月日,住基性別コード,住基続柄1コード,住基続柄2コード,住基続柄3コード,住基続柄4コード,住基続柄（漢字),住基異動年月日,住基異動届出年月日,住基異動事由コード,住基世帯登録区分コード,住基住民年月日,住基消除年月日,住基都道府県コード,住基町名コード,住基住所（漢字),住基番地（漢字),住基方書（漢字),住基住所（漢字),住基親郵便番号,住基子郵便番号,住基転入前都道府県コード,住基転入前市町村コード,住基転入前都道府県名（漢字),住基転入前市町村名（漢字),住基転入前住所（漢字),住基転入前番地（漢字),住基転入前方書（漢字),住基転入前親郵便番号,住基転入前子郵便番号,住基転出先都道府県コード,住基転出先市町村コード,住基転出先都道府県名（漢字),住基転出先市町村名（漢字),住基転出先住所（漢字),住基転出先番地（漢字),住基転出先方書（漢字),住基転出先親郵便番号,住基転出先子郵便番号,住基番地区分コード番／番地区分コードX1,住基番地,住基号番号,住基枝番号,住基行政区コード,住基方書（カナ),住基現住所市内外区分コード,住基転入前市内外区分コード,住基転出先市内外区分コード,住基政令広域コード,住基地方公共団体コード,予備10－1領域,予備10－2領域,予備30領域,住基作成年月日,住基作成時刻,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆参照用外国人テーブル

介護保険者番号,外国人市町村コード,外国人個人番号,外国人履歴通番,住基ネット個人番号,外国人基礎年金番号,外国人世帯番号,外国人氏名（カナ),外国人通称名（カナ),外国人キー氏名（カナ),外国人あいまい検索キー氏名（カナ),外国人氏名（漢字),外国人通称名（漢字),外国人キー氏名（漢字),外国人本名通称名区分コード,外国人氏名（英字),外国人併記用氏名（漢字),外国人氏名分類コード
外国人生年月日,外国人性別コード,外国人続柄1コード,外国人続柄2コード,外国人続柄3コード,外国人続柄4コード,外国人続柄（漢字),外国人異動年月日,外国人異動届出年月日,外国人異動事由コード,外国人世帯登録区分コード,外国人住民年月日,外国人消除年月日
,外国人都道府県コード,外国人町名コード,外国人住所（漢字),外国人番地（漢字),外国人方書（漢字),外国人住所（漢字),外国人親郵便番号,外国人子郵便番号,外国人転入前都道府県コード,外国人転入前市町村コード,外国人転入前都道府県名（漢字),外国人転入前市町村名（漢字),外国人転入前住所（漢字),外国人転入前番地（漢字),外国人転入前方書（漢字),外国人転入前親郵便番号,外国人転入前子郵便番号,外国人転出先都道府県コード,外国人転出先市町村コード,外国人転出先都道府県名（漢字),外国人転出先市町村名（漢字),外国人転出先住所（漢字),外国人転出先番地（漢字),外国人転出先方書（漢字),外国人転出先親郵便番号,外国人転出先子郵便番号
,外国人在留資格期間コード,外国人在留資格コード,外国人在留開始年月日,外国人在留終了年月日,外国人番地区分コード,外国人番地,外国人号番号,外国人枝番号,外国人行政区コード,外国人方書（カナ),外国人現住所市内外区分コード,外国人転入前市内外区分コード,外国人転出先市内外区分コード,外国人政令広域コード,外国人地方公共団体コード,予備10－1領域,予備10－2領域,予備30領域,外国人作成年月日,外国人作成時刻,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆参照用税情報テーブル

介護保険者番号,税情報市町村コード,税情報賦課年度,個人番号,個人区分コード,税情報納税者台帳番号,税情報更正年月日,税情報更正事由コード,税情報課税非課税区分コード,税情報非課税区分コード,税情報申告区分コード,税情報市町村民税額,税情報市町村民税均等割額,税情報市町村民税所得割額,税情報総合営業所得額,税情報総合農業所得額,税情報総合その他事業所得額,税情報総合不動産所得額,税情報総合利子所得額,税情報総合株式配当所得額,税情報総合その他配当所得額,税情報総合給与所得額,税情報総合年金所得額,税情報総合雑所得額,税情報総合譲渡一時所得額,税情報総合総所得額,税情報分離土地事業所得額,税情報分離土地事業超短期所得額,税情報分離短期譲渡一般控除後所得額,税情報分離短期譲渡一般控除額,税情報分離短期譲渡軽減控除後所得額,税情報分離短期譲渡軽減控除額,税情報分離長期譲渡一般控除後所得額,税情報分離長期譲渡一般控除額,税情報分離長期譲渡特定控除後所得額,税情報分離長期譲渡特定控除額,税情報分離長期譲渡軽減控除後所得額,税情報分離長期譲渡軽減控除額,税情報分離長期譲渡軽課控除後所得額,税情報分離長期譲渡軽課控除額,税情報分離株式譲渡所得額,税情報分離山林所得額,税情報分離退職所得額,税情報分離特別控除額,税情報繰越損失金額,税情報合計所得額,税情報処理区分コード,税情報行政区コード,税情報政令広域コード,その他の合計所得金額,税情報年金所得額,税情報課税所得（調整控除含む),税情報課税所得（調整控除含む）状況コード,税情報課税所得（調整控除含まない),税情報扶養親族（16歳未満),税情報16歳以上19歳未満の扶養親族人数,税情報16歳以上19歳未満の扶養親族人数確定フラグ,税情報扶養親族（一般の控除対象),税情報扶養親族人数設定状況コード,税情報備考,予備コード1,予備コード2,予備コード3,予備コード4,予備コード5,予備項目合計1,予備項目合計2,予備項目合計3,予備項目合計4,予備項目合計5,予備項目合計6,予備項目合計7,予備項目合計8,予備項目合計9,予備項目合計10,予備領域,予備10－1領域,予備10－2領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆介護資格トリガ更新管理テーブル

被保険者番号,処理済フラグ,被保険者履歴通番,受給者履歴通番,被保険者更新通番,受給者更新通番,トリガ作成更新年月日,トリガ作成更新時刻

◆介護資格情報送信管理テーブル

識別番号,世帯番号,被保険者番号,介護有無,認定区分,要介護状態区分,認定期間開始年,認定期間開始月,認定期間開始日,認定期間終了年,認定期間終了月,認定期間終了日,異動事由,異動年,異動月,異動日,異動届出年,異動届出月,異動届出日,取得事由,取得年,取得月,取得日,取得届出年,取得届出月,取得届出日,喪失事由,喪失年,喪失月,喪失日,喪失届出年,喪失届出月,喪失届出日,介護住所地特例,住所地特例開始年,住所地特例開始月,住所地特例開始日,住所地特例終了年,住所地特例終了月,住所地特例終了日,申請中区分,申請事由コード,申請年,申請月,申請日,作成年月日,送信年月日,送信時刻,送信フラグ

◆連携済調定情報テーブル

異動区分,科目コード,区コード,賦課年度,相当年度,現年過年区分,徴収番号,識別番号,法定納期限,賦課台帳番号1,賦課台帳番号2,賦課台帳番号3,賦課側異動年月日,納入通知発送年月日,期別,年月,表示用期別漢字,随時期区分,納期限,調定額,調定内訳1,調定内訳2,調定内訳3,調定内訳4,調定内訳5,調定内訳6

◆宛名DV情報テーブル

被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,履歴番号,DV区分,DV制限コード,市区町村コード,予備100領域,トリガ作成年月日,トリガ作成時刻

◆DV情報テーブル

被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,変更区分,DV区分,被保険者政令広域コード,宛名履歴通番(最新),処理年月日,予備10-1領域,予備10-2領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆個人異動情報テーブル

介護保険者番号,個人市町村コード,個人番号,個人区分コード,個人異動通番,個人異動更新区分コード,個人異動被保険者番号,住基ネット個人番号,個人異動基礎年金番号,個人異動世帯番号,個人異動氏名(カナ),個人異動通称名(カナ),個人異動キー氏名(カナ),個人異動氏名(漢字),個人異動通称名(漢字),個人異動本名通称名区分コード,個人異動氏名(英字),個人異動併記用氏名(漢字),個人異動氏名分類コード,個人異動生年月日年号コード,個人異動生年月日,個人異動性別コード,個人異動続柄1コード,個人異動続柄2コード,個人異動続柄3コード,個人異動続柄4コード,個人異動続柄(漢字),個人異動年月日,個人異動届出年月日,個人異動事由コード,個人異動住民年月日,個人異動都道府県コード,個人異動町名コード,個人異動住所(漢字),個人異動番地(漢字),個人異動方書(漢字),個人異動親郵便番号,個人異動子郵便番号,個人異動異動前介護保険者番号,個人異動転入前都道府県コード,個人異動転入前市町村コード,個人異動転入前都道府県名(漢字),個人異動転入前市町村名(漢字),個人異動転入前住所(漢字),個人異動転入前番地(漢字),個人異動転入前方書(漢字),個人異動転入前親郵便番号,個人異動転入前子郵便番号,個人異動転出先都道府県コード,個人異動転出先市町村コード
個人異動転出先都道府県名(漢字),個人異動転出先市町村名(漢字),個人異動転出先住所(漢字),個人異動転出先番地(漢字),個人異動転出先方書(漢字),個人異動転出先親郵便番号,個人異動転出先子郵便番号,個人異動番地区分コード,個人異動番地,個人異動号番号
個人異動枝番号,個人異動行政区コード,個人異動方書(カナ),個人異動現住所市内外区分コード,個人異動転入前市内外区分コード,個人異動転出先市内外区分コード,個人異動政令広域コード,個人異動地方公共団体コード,個人異動広域内転出転入異動事由コード,個人異動外国人在留資格期間コード,個人異動外国人在留開始年月日,個人異動外国人在留終了年月日,個人異動外国人在留資格コード,予備10－1領域,予備10－2領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻,UOCキー

◆個人異動情報（擬似リアル）テーブル

介護保険者番号,個人市町村コード,個人番号,個人区分コード,個人異動通番,個人異動更新区分コード,個人異動被保険者番号,住基ネット個人番号,個人異動基礎年金番号,個人異動世帯番号,個人異動氏名（カナ）,個人異動通称名（カナ）,個人異動キー氏名（カナ）,個人異動氏名（漢字）,個人異動通称名（漢字）,個人異動本名通称名区分コード,個人異動氏名（英字）,個人異動併記用氏名（漢字）,個人異動氏名分類コード,個人異動生年月日年号コード,個人異動生年月日,個人異動性別コード,個人異動続柄1コード,個人異動続柄2コード,個人異動続柄3コード,個人異動続柄4コード,個人異動続柄（漢字）,個人異動年月日,個人異動届出年月日,個人異動事由コード,個人異動住民年月日,個人異動都道府県コード,個人異動町名コード,個人異動住所（漢字）,個人異動番地（漢字）,個人異動方書（漢字）,個人異動親郵便番号,個人異動子郵便番号,個人異動異動前介護保険者番号,個人異動転入前都道府県コード,個人異動転入前市町村コード,個人異動転入前都道府県名（漢字）,個人異動転入前市町村名（漢字）,個人異動転入前住所（漢字）,個人異動転入前番地（漢字）,個人異動転入前方書（漢字）,個人異動転入前親郵便番号,個人異動転入前子郵便番号,個人異動転出先都道府県コード,個人異動転出先市町村コード,個人異動転出先都道府県名（漢字）,個人異動転出先市町村名（漢字）,個人異動転出先住所（漢字）,個人異動転出先番地（漢字）,個人異動転出先方書（漢字）,個人異動転出先親郵便番号,個人異動転出先子郵便番号,個人異動番地区分コード,個人異動番地,個人異動号番号,個人異動枝番号,個人異動行政区コード,個人異動方書（カナ）,個人異動現住所市内外区分コード,個人異動転入前市内外区分コード,個人異動転出先市内外区分コード,個人異動政令広域コード,個人異動地方公共団体コード,個人異動広域内転出転入異動事由コード,個人異動外国人在留資格期間コード,個人異動外国人在留開始年月日,個人異動外国人在留終了年月日,個人異動外国人在留資格コード,予備１０－１領域,予備１０－２領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻
UOCキー,更新エラー区分

◆反映管理テーブル

レコード区分,反映年月日,反映時間,UOCキー,開始キー,終了キー,反映フラグ,原本反映フラグ,マスタ反映フラグ,開始UOCキー

◆宛名情報履歴テーブル

個人番号,個人区分コード,宛名履歴通番,介護履歴通番,管理区分,予備１０領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆世帯異動情報テーブル

介護保険者番号,住基地方公共団体コード,住基個人番号,個人区分コード,住基世帯番号,住基ネット個人番号,住基基礎年金番号,住基氏名（カナ）,個人異動通称名（カナ）,住基氏名（漢字）,個人異動通称名（漢字）,個人異動本名通称名区分コード,個人異動氏名（英字）,個人異動併記用氏名（漢字）,個人異動氏名分類コード,住基生年月日年号コード,住基生年月日,住基性別コード,住基続柄1コード,住基続柄2コード,住基続柄3コード,住基続柄4コード,住基異動年月日,住基異動届出年月日,住基異動事由コード,住基世帯登録区分コード,住基住民年月日,住基消除年月日,住基都道府県コード,住基市町村コード,住基町名コード,住基住所（漢字）,住基番地（漢字）,住基方書（漢字）,住基親郵便番号,住基子郵便番号,住基転入前都道府県コード,住基転入前市町村コード,住基転入前都道府県名（漢字）,住基転入前市町村名（漢字）,住基転入前住所（漢字）,住基転入前番地（漢字）,住基転入前方書（漢字）,住基転入前親郵便番号,住基転入前子郵便番号,住基転出先都道府県コード,住基転出先市町村コード,住基転出先都道府県名（漢字）,住基転出先市町村名（漢字）,住基転出先住所（漢字）,住基転出先番地（漢字）,住基転出先方書（漢字）,住基転出先親郵便番号,住基転出先子郵便番号,住基作成年月日,住基作成時刻,外国人在留資格期間コード,住基在留資格コード,住基在留開始年月日,住基在留終了年月日,住基番地区分コード,住基番地,住基号番号,住基枝番号,住基行政区分コード,住基方書（カナ）,住基現住所市内外区分コード,住基転入前市内外区分コード,住基転出先市内外区分コード,住基政令広域コード,個人広域内転出転入異動事由コード,宛名履歴番号,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆カード情報DB

カード番号,カード情報番号,所属課コード

◆処理コード情報

カード番号,処理コード

◆職員情報DB

カード番号,職員コード,補職コード,氏名（漢字）,パスワード,削除年月日（西暦）,排他フラグ,管理情報,端末番号

◆口座テーブル

介護保険者番号,口座使用者区分コード,口座使用者番号,口座区分コード,口座履歴通番,口座個別識別番号,金融機関種別コード,金融機関コード,金融機関支店コード,預金種目区分コード,口座番号,口座名義名（カナ）,口座名義名（漢字）,口座有効期間開始年月日,口座有効期間終了年月日,口座届出年月日,口座名義名連絡先電話番号,サービス事業者都道府県コード,予備１０－１領域,予備１０－２領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

■PMHキー発行状況情報
・マイナンバー
・PMHキー
・処理通番
・ステータス
・エラーコード
■マイナンバー情報
・マイナンバー
・介護保険者番号
・介護保険被保険者番号
・PMHキー
■削除要求情報
・マイナンバー
・処理通番
・介護保険者番号
・介護保険被保険者番号
・資格取得日（証記載保険者）

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号イ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第7号、第15条第7号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第2号ロ、第22条の2第6号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第5号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第8号イ、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第32条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ト、第55条第1号二、第55条第2号ロ、第55条第7号ロ、第55条の2第7号、第59条の3第3号チ なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95について、主務省令は未制定 （情報照会の根拠） 番号法第19条第1項第7号、第8号　別表第二の93、94の項	（情報提供の根拠） 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号イ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第7号、第15条第7号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第2号ロ、第22条の2第6号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第5号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第8号イ、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第32条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ト、第55条第1号二、第55条第2号ロ、第55条第7号ロ、第55条の2第7号、第59条の3第3号チ なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95、120について、主務省令は未制定 （情報照会の根拠） 番号法第19条第1項第7号、第8号　別表第二の93、94の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年5月28日	3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元　※ 評価実施機関内の他部署	財政局税務部課税一課、市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課、保健福祉局保健医療部保険年金課・地域福祉部保護課	財政局課税課、市民文化スポーツ局戸籍住民課、保健福祉局保険年金課、保護課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年5月28日	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	財政局課税第一課	財政局課税課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[〇]その他 総合収納システム、総合滞納整理システム、税務システム、生活保護システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、総合窓口システム	[〇]その他 総合収納システム、総合滞納整理システム、生活保護システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、総合窓口システム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[〇]その他 総合滞納整理システム、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、子ども・子育て支援制度システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム	[〇]その他 総合滞納整理システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、子ども・子育て支援制度システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	[〇]その他 総合収納システム、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、子ども・子育て支援制度システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム	[〇]その他 総合収納システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、子ども・子育て支援制度システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅰ　基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号イ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第7号、第15条第7号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第2号ロ、第22条の2第6号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第5号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第8号イ、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第32条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ト、第55条第1号二、第55条第2号ロ、第55条第7号ロ、第55条の2第7号、第59条の3第3号チ なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95、120について、主務省令は未制定 （情報照会の根拠） 番号法第19条第1項第7号、第8号　別表第二の93、94の項	（情報提供の根拠） 別表第二の主務省令 第2条第3号、第2条第4号ロ、第2条第9号ハ、第3条第4号、第3条第5号ロ、第3条第10号ハ、第5条第2号、第6条第2号ハ、第6条第6号ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、第22条の2第7号、第24条の2第3号、第24条の2第5号ハ、第24条の2第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、第30条第3号リ、第31条の2の2第4号、第31条の2の2第6号ハ、第31条の2の2第10号イ、第32条第1号ニ、第32条第2号ニ、第32条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、第44条の4第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号二、第55条第2号ロ、第55条第8号ロ、第55条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ なお、番号法第19条第1項第8号別表第二のうち、1、4、30、46、57、69、83、95、117、120について、主務省令は未制定 （情報照会の根拠） 番号法第19条第1項第8号、第9号　別表第二の93、94の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目 主な記録項目　※	—	【項目の追加】 その他（公金受取口座情報）	事前	重要な変更
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目 その妥当性	—	【項目の追加】 （6）　公金受取口座情報 　介護保険における給付（保険料還付を含む）のため、対象者の公金受取口座情報を保有する。 （ただし、対象者本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。）	事前	重要な変更
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	—	【項目の追加】 【別添2】 ◆口座テーブル 介護保険者番号,口座使用者区分コード,口座使用者番号,口座区分コード,口座履歴通番,口座個別識別番号,金融機関種別コード,金融機関コード,金融機関支店コード,預金種目区分コード,口座番号,口座名義名（カナ）,口座名義名（漢字）,口座有効期間開始年月日,口座有効期間終了年月日,口座届出年月日,口座名義名連絡先電話番号,サービス事業者都道府県コード,予備10－1領域,予備10－2領域,予備30領域,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻	事前	重要な変更
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元　※	—	[〇]行政機関・独立行政法人等 （日本年金機構、デジタル庁）	事前	重要な変更
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1　識別情報：随時 2　連絡先等情報：随時 3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報；毎月1回 （2）　医療保険関係情報；毎月1回 （3）　生活保護・社会福祉関係情報；毎月1回 （4）　介護・高齢者福祉関係情報；随時	1　識別情報：随時 2　連絡先等情報：随時 3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報；毎月1回 （2）　医療保険関係情報；毎月1回 （3）　生活保護・社会福祉関係情報；毎月1回 （4）　介護・高齢者福祉関係情報；随時 （5）　年金関係情報；随時 （6）　公金受取口座情報；随時	事前	重要な変更
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	1　識別情報　介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 2　連絡先等情報　介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 3　業務関係情報　番号法第19条第1項第7号別表第二の第93、94の項及び番号法別表第2の 主務省令に定められている。	1　識別情報　介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 2　連絡先等情報　介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 3　業務関係情報　番号法第19条第1項第8号別表第二の第93、94の項及び番号法別表第2の 主務省令に定められている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署　※	保健福祉局介護保険課、保護課、認知症支援・介護予防センター、地域福祉推進課、保健福祉局健康推進課、保健福祉局保健衛生課、保健福祉局障害者支援課、保健福祉局地域リハビリテーション推進課、市民文化スポーツ局戸籍住民課、区政事務センター、財政局債権管理室、財政局東部市税事務所納税課、財政局西部市税事務所納税課、各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所	保健福祉局介護保険課、保護課、認知症支援・介護予防センター、地域福祉推進課、保健福祉局健康推進課、保健福祉局保健衛生課、保健福祉局障害者支援課、保健福祉局地域リハビリテーション推進課、市民文化スポーツ局戸籍住民課、区政事務センター、財政局債権管理室企画管理課、財政局東部料金納付課、財政局西部料金納付課、財政局東部市税事務所納税課、財政局西部市税事務所納税課、各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法　※ 3　業務関係情報	3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報　保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 （2）　医療保険関係情報　保険給付の支給における高額医療合算介護サービス費の支給決定を行う際に使用する。 （3）　生活保護・社会福祉関係情報　保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 （4）　介護・高齢者福祉関係情報　他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。	3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報　保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 （2）　医療保険関係情報　保険給付の支給における高額医療合算介護サービス費の支給決定を行う際に使用する。 （3）　生活保護・社会福祉関係情報　保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 （4）　介護・高齢者福祉関係情報　他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。 （5）　年金関係情報　保険給付の支給における高額介護サービス費等の支給決定、介護保険料の徴収における保険料の所得段階決定を行う際に使用する。 （6）　公金受取口座情報　介護保険における給付（保険料還付を含む）における受取口座の確認に使用する。（ただし、本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。）	事前	重要な変更
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法　※ 情報の突合　※ 3　業務関係情報	3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報 　連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 （2）　医療保険関係情報 　介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額医療合算介護サービス費の支給決定等を行う。 （3）　生活保護・社会福祉関係情報 　連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 （4）　介護・高齢者福祉関係情報 　介護・高齢者福祉関係情報と突合して、他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。	3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報 　連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 （2）　医療保険関係情報 　介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額医療合算介護サービス費の支給決定等を行う。 （3）　生活保護・社会福祉関係情報 　連絡先等情報、介護・高齢者福祉関係情報と突合して、高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 （4）　介護・高齢者福祉関係情報 　介護・高齢者福祉関係情報と突合して、他自治体で受けていた介護保険に関する決定内容を継続させる際等に使用する。 （5）　年金関係情報 　介護・高齢者福祉関係情報と突合して高額介護サービス費等の支給決定、保険料の所得段階決定等を行う。 （6）　公金受取口座情報 　介護・高齢者福祉関係情報と突合して、介護保険における給付（保険料還付を含む）における受取口座の確認に使用する。（ただし、本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。）	事前	重要な変更
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	富士通株式会社九州支社	富士通Japan株式会社北九州支店	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者（別紙1参照）	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者（別紙1参照）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務（別紙1参照）	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務（別紙1参照）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先5	保健福祉局障害福祉部障害者支援課・保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課	保健福祉局障害福祉部障害者支援課・保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	（別紙１）番号法第１９条第７号別表第2に定める事務	項番26 特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番26 特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	（別紙１）番号法第１９条第７号別表第2に定める事務	項番30 特定個人情報 住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番30 特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	（別紙１）番号法第１９条第７号別表第2に定める事務	項番33 事務 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	項番33 事務 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	（別紙１）番号法第１９条第７号別表第2に定める事務	項番56の2 事務 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	項番56の2 事務 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	（別紙１）番号法第１９条第７号別表第2に定める事務	項番87 特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番87 特定個人情報 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	（別紙１）番号法第１９条第７号別表第2に定める事務	項番119	項番120	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社　アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社　RKKCS	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社　アイ・ティ・フォー	アクセンチュア株式会社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	株式会社　アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社　RKKCS	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅵ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/3/3	2022/8/30	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅵ　評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、市政だよりに公表している旨の記事を掲載し、北九州市ホームページ及び保健福祉局地域支援部介護保険課、市民文化スポーツ局市民部広聴課、各区役所総務企画課・保健福祉課・出張所において案の閲覧及び配布を行う。	パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、市政だよりに公表している旨の記事を掲載し、北九州市ホームページ及び保健福祉局地域福祉部介護保険課、広報室広聴課、各区役所総務企画課・出張所において案の閲覧及び配布を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	Ⅵ　評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年7月28日～8月24日（28日間）	令和4年11月15日～12月14日（30日間）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅵ　評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	・システム用語が良く分からないので説明すべきではないか。 ・本人が特定個人情報を紛失した場合に本人に不利益があるのか。	なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅵ　評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	・システム用語について、「用語集」を評価書に追加する。	なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅵ　評価実施手続 3．第三者点検 ①実施日	2015/9/29	2023/1/6	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	Ⅵ　評価実施手続 3．第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、指針に定める実施手続き等に適合し、及び指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。	特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は、指針に定める実施手続き等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月13日	別紙1	（別紙1）番号法第19条第7号別表第2に定める事務	（別紙1）番号法第19条第8号別表第2に定める事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅰ　基本情報 5．個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項、別表第一の主務省令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅰ　基本情報 6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	（情報提供の根拠） 別表第二の主務省令 第2条第3号、第2条第4号ロ、第2条第9号ハ、第3条第4号、第3条第5号ロ、第3条第10号ハ、第5条第2号、第6条第2号ハ、第6条第6号ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、第22条の2第7号、第24条の2第3号、第24条の2第5号ハ、第24条の2第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、第30条第3号リ、第31条の2の2第4号、第31条の2の2第6号ハ、第31条の2の2第10号イ、第32条第1号ニ、第32条第2号ニ、第32条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、第44条の4第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号ニ、第55条第2号ロ、第55条第8号ロ、第55条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ なお、番号法第19条第1項第8号別表第二のうち、1、4、30、46、57、69、83、95、117、120について、主務省令は未制定 （情報照会の根拠） 番号法第19条第1項第8号、第9号　別表第二の93、94の項	番号法第19条第8号及び別表 （情報提供の根拠） ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 （情報照会の根拠） ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅰ　基本情報 7．評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局地域福祉部介護保険課	保健福祉局長寿推進部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅰ　基本情報 7．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉局地域福祉部介護保険課長	保健福祉局長寿推進部介護保険課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局地域福祉部介護保険課	保健福祉局長寿推進部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保健福祉局介護保険課、保護課、認知症支援・介護予防センター、地域福祉推進課、保健福祉局健康推進課、保健福祉局保健衛生課、保健福祉局障害者支援課、保健福祉局地域リハビリテーション推進課、市民文化スポーツ局戸籍住民課、区政事務センター、財政局債権管理室企画管理課、財政局東部料金納付課、財政局西部料金納付課、財政局東部市税事務所納税課、財政局西部市税事務所納税課、各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所	保健福祉局介護保険課、保護課、認知症支援・介護予防課、地域福祉推進課、健康推進課、保健衛生課、障害者支援課、地域リハビリテーション推進課 総務市民局区政推進課、区政事務センター 財政・変革局収税企画課、各市税事務所料金納付課、各市税事務所納税課 各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者（別紙1参照）	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める情報照会者（別紙1参 照）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務（別紙1参照）	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各特定個人番号利用 事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ③提供する情報	介護保険給付等関係情報	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各利用特定個人情報（別紙1参照）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 別紙1の名称	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務	(別紙1)特定個人情報の提供先	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 表の見出し	事務	特定個人番号利用事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 表の見出し	特定個人情報	利用特定個人情報	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 1　厚生労働大臣	項番　1 情報照会者 　厚生労働大臣 特定個人番号利用事務 　健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 2 全国健康保険協会	項番 2 情報照会者 全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番 2 情報照会者 全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 2 全国健康保険協会	項番 2 情報照会者 全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 2 情報照会者 全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 3 健康保険組合	項番 3 情報照会者 健康保険組合 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番 3 情報照会者 健康保険組合 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 情報提供者 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 3 健康保険組合	項番 3 情報照会者 健康保険組合 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 3 情報照会者 健康保険組合 特定個人番号利用事務 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 4 厚生労働大臣	項番 4 情報照会者 厚生労働大臣 特定個人番号利用事務 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 6　全国健康保険協会	項番　5 情報照会者 　全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 　船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番　6 情報照会者 　全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 　船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの 情報提供者 　船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 7　全国健康保険協会	項番　6 情報照会者 　全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 　船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　7 情報照会者 　全国健康保険協会 特定個人番号利用事務 　船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 11　都道府県知事	項番　8 情報照会者 　都道府県知事 特定個人番号利用事務 　児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	項番　11 情報照会者 　都道府県知事 特定個人番号利用事務 　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって第十三条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 15　市町村長	項番　11 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　15 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 27　市町村長	項番　17 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番　27 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの 情報提供者 　医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 30 社会福祉協議会	項番　30 情報照会者 　社会福祉協議会 特定個人番号利用事務 　社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 33　日本私立学校振興・共済事業団	項番　33 情報照会者 　日本私立学校振興・共済事業団 特定個人番号利用事務 　私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 38　都道府県知事	項番　22 情報照会者 　都道府県知事 特定個人番号利用事務 　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番　38 情報照会者 　都道府県知事 特定個人番号利用事務 　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの 情報提供者 　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 39 国家公務員共済組合	項番　39 情報照会者 　国家公務員共済組合 特定個人番号利用事務 　国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 42　都道府県知事等	項番　26 情報照会者 　都道府県知事等 特定個人番号利用事務 　生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　42 情報照会者 　都道府県知事等 特定個人番号利用事務 　生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 43 市町村長又は国民健康保険組合	項番　43 情報照会者 　市町村長又は国民健康保険組合 特定個人番号利用事務 　国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 46 厚生労働大臣又は共済組合等	項番　46 情報照会者 　厚生労働大臣又は共済組合等 特定個人番号利用事務 　国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 56　日本私立学校振興・共済事業団	項番　33 情報照会者 　日本私立学校振興・共済事業団 特定個人番号利用事務 　私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　56 情報照会者 　日本私立学校振興・共済事業団 特定個人番号利用事務 　私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 58　地方公務員共済組合	項番　58 情報照会者 　地方公務員共済組合 特定個人番号利用事務 　地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 65　国家公務員共済組合	項番　39 情報照会者 　国家公務員共済組合 特定個人番号利用事務 　国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　65 情報照会者 　国家公務員共済組合 特定個人番号利用事務 　国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 69 市町村長又は国民健康保険組合	項番 42 情報照会者 市町村長又は国民健康保険組合 特定個人番号利用事務 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 69 情報照会者 市町村長又は国民健康保険組合 特定個人番号利用事務 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 70 市町村長又は国民健康保険組合	－	項番 70 情報照会者 市町村長又は国民健康保険組合 特定個人番号利用事務 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの 情報提供者 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 80 市町村長	項番 56の2 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 80 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 83 厚生労働大臣又は共済組合等	項番 83 情報照会者 厚生労働大臣又は共済組合等 特定個人番号利用事務 高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 83　地方公務員共済組合	項番　58 情報照会者 　地方公務員共済組合 特定個人番号利用事務 　地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　83 情報照会者 　地方公務員共済組合 特定個人番号利用事務 　地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 86　市町村長	項番　61 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　86 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 87　市町村長	項番　62 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　87 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙１）特定個人情報の提供先 88　厚生労働大臣	項番　88 情報照会者 　厚生労働大臣 特定個人番号利用事務 　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 93　市町村長	項番　93 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 95　厚生労働大臣又は共済組合等	項番　95 情報照会者 　厚生労働大臣又は共済組合等 特定個人番号利用事務 　介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 108　市町村長	－	項番　108 情報照会者 　市町村長 特定個人番号利用事務 　災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 115　後期高齢者医療広域連合	項番　80 情報照会者 　後期高齢者医療広域連合 特定個人番号利用事務 　高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　115 情報照会者 　後期高齢者医療広域連合 特定個人番号利用事務 　高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 116　後期高齢者医療広域連合	項番　81 情報照会者 　後期高齢者医療広域連合 特定個人番号利用事務 　高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番　116 情報照会者 　後期高齢者医療広域連合 特定個人番号利用事務 　高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの 情報提供者 　高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十八条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 117　厚生労働大臣	項番　117 情報照会者 　厚生労働大臣 特定個人番号利用事務 　年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 125　都道府県知事等	項番　87 情報照会者 　都道府県知事等 特定個人番号利用事務 　中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　125 情報照会者 　都道府県知事等 特定個人番号利用事務 　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 128　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	項番　90 情報照会者 　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 特定個人番号利用事務 　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番　128 情報照会者 　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 特定個人番号利用事務 　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 132 市町村長	項番 94 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 132 情報照会者 市町村長 特定個人番号利用事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 137 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	項番 97 情報照会者 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 特定個人番号利用事務 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番 137 情報照会者 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長 特定個人番号利用事務 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの 情報提供者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百三十九条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 144 都道府県知事又は市町村長	項番 108 情報照会者 都道府県知事又は市町村長 特定個人番号利用事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	項番 144 情報照会者 都道府県知事又は市町村長 特定個人番号利用事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの 情報提供者 市町村長 利用特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の提供先 145 都道府県知事又は市町村長	項番 109 情報照会者 都道府県知事又は市町村長 特定個人番号利用事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番 145 情報照会者 都道府県知事又は市町村長 特定個人番号利用事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの 情報提供者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第百四十七条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 158　都道府県知事	－	項番　158 情報照会者 　都道府県知事 特定個人番号利用事務 　難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの 情報提供者 　国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 158　都道府県知事	項番　120 情報照会者 　都道府県知事 特定個人番号利用事務 　難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 　難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番　158 情報照会者 　都道府県知事 特定個人番号利用事務 　難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの 情報提供者 　難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 利用特定個人情報 　難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の提供先 161　都道府県知事等	－	項番　161 情報照会者 　都道府県知事等 特定個人番号利用事務 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの 情報提供者 　市町村長 利用特定個人情報 　地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	財政局税務部課税第一課	財政・変革局税務部課税第一課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条第1項　別表第一 16に定める事務（地方税事務）	番号法第9条第1項　別表 24に定める事務（地方税事務）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2	保健福祉局健康医療部保険年金課	保健福祉局長寿推進部保険年金課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2 ②移転先における用途	1　番号法第9条第1項　別表第一 30に定める事務（国民健康保険事務） 2　番号法第9条第1項　別表第一 59に定める事務（後期高齢者医療制度事務） 3　番号法第9条第1項　別表第一 95に定める事務（年金生活者支援給付金事務）	1　番号法第9条第1項　別表 44に定める事務（国民健康保険事務） 2　番号法第9条第1項　別表 85に定める事務（後期高齢者医療制度事務） 3　番号法第9条第1項　別表 128に定める事務（年金生活者支援給付金事務）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3	保健福祉局総務部保護課	保健福祉局地域共生社会推進部保護課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ②移転先における用途	・番号法第9条第1項　別表第一 15に定める事務（生活保護事務） ・番号法第9条第1項　別表第一 63に定める事務（中国残留邦人等支援給付事務）	・番号法第9条第1項　別表 23に定める事務（生活保護事務） ・番号法第9条第1項　別表 95に定める事務（中国残留邦人等支援給付事務）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先4 ②移転先における用途	番号法第9条第1項　別表第一 10に定める事務（予防接種事務）	番号法第9条第1項　別表 14に定める事務（予防接種事務）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先5	保健福祉局障害福祉部障害者支援課・保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課	保健福祉局障害福祉部障害者支援課・保健福祉局保健所地域リハビリテーション推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先5 ②移転先における用途	番号法第9条第1項　別表第一 84に定める事務（障害者自立支援給付事務）	番号法第9条第1項　別表 117に定める事務（障害者自立支援給付事務）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	財政局課税課、市民文化スポーツ局戸籍住民課、保健福祉局保険年金課、保護課	財政・変革局課税第一課、総務市民局区制推進課、保健福祉局保険年金課、保護課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	1　識別情報　介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 2　連絡先等情報　介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 3　業務関係情報　番号法第19条第1項第8号別表第二の第93、94の項及び番号法別表第2の主務省令に定められている。	1　識別情報　介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 2　連絡先等情報　介護保険法施行規則にて申請、届出時の記載事項として定められている。 3　業務関係情報　番号法第19条第1項第8号、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項に定められている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	7件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜北九州市における措置＞ 　セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 　特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、鍵付きの書類棚で保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜北九州市における措置＞ 　セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 　特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、鍵付きの書類棚で保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ６．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜北九州市における措置＞ 　業務に影響のないデータについては、システム内で定期的に消去処理を実行している。 　特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、文書管理規程に基づく保管期限 後に廃棄を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・ 　プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者に 　おいて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に 　消去する。	＜北九州市における措置＞ 　業務に影響のないデータについては、システム内で定期的に消去処理を実行している。 　特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、文書管理規程に基づく保管期限 後に廃棄を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	（別添２）特定個人情報ファイル記録項目	－	記載内容を別紙２への記載に変更	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ６．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 　中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ６．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：　目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ １　情報照会機能（※１）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、　情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※２）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ２　中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※３）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※１）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※２）番号法別表第２及び第１９条第１４号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※３）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※１）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※２）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※３）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※１）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※２）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※３）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ６．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：　安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 　中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ １　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ２　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、　通信を暗号化することで安全性を確保している。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ６．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 　中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施する 　ため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 2　既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止す 　る仕組みを設けている。 3　情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機 　能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログア 　ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適 　切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信 　　する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みにな 　　っている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを 　維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失 　のリスクに対応している。 2　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、 　通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3　中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施する 　ため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 2　既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止す 　る仕組みを設けている。 3　情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機 　能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログア 　ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適 　切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信 　　する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みにな 　　っている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを 　維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失 　のリスクに対応している。 2　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、 　通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3　中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視 　・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5：　不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜介護保険関係システムにおける措置＞ 　特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末で、どの住民の情報について 　いつ参照を行ったか）の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1　情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施して 　いる。 2　情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3　特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う 　機能。	＜介護保険関係システムにおける措置＞ 　特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか）の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	＜介護保険関係システムにおける措置＞ 　特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか）の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1　情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2　情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3　特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 　し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	＜介護保険関係システムにおける措置＞ 　特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか）の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク）等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7：　誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜介護保険関係システムにおける措置＞ 1　誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 　提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情が作成されないことをシステム上で担保する。 2　誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1　情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と　情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2　情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3　情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	＜介護保険関係システムにおける措置＞ ①誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ②誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜北九州市における措置＞ 　本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2　情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3　中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）して　おり、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4　特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜北九州市における措置＞ 　本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー･プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜北九州市における措置＞ 　特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所は、以下の物理的対策を行っている。 1　建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 2　サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 3　サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 4　帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行　っている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 　中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜北九州市における措置＞ 　特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所は、以下の物理的対策を行っている。 ①建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ②サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ③サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ④帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行　っている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜北九州市における措置＞ 1　特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 2　特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 3　特定個人情報ファイルにアスセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3　導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜北九州市における措置＞ ①特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ②特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ③特定個人情報ファイルにアスセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅳ　その他のリスク対策 1．監査 ②監査 具体的な内容	＜北九州市における措置＞ 　業務所管部署において、情報セキュリティに関する監査を定期的に行う。 【点検項目】 ・評価書記載事項と運用の実態 ・ICカード、パスワードの付与並びにアクセス権限の承認状況 ・委託者の情報資産の管理体制及びアクセス申請の状況 ・不要となった情報資産の消去状況 ・情報資産に関する研修の状況 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	＜北九州市における措置＞ 　業務所管部署において、情報セキュリティに関する監査を定期的に行う。 【点検項目】 ・評価書記載事項と運用の実態 ・ICカード、パスワードの付与並びにアクセス権限の承認状況 ・委託者の情報資産の管理体制及びアクセス申請の状況 ・不要となった情報資産の消去状況 ・情報資産に関する研修の状況 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅳ　その他のリスク対策 2．従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜北九州市における措置＞ 　全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施　することとしている。 2　中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしてい　る。	＜北九州市における措置＞ 　全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅳ　その他のリスク対策 3．その他のリスク対策	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 　中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅴ　開示請求、問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	北九州市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	Ⅴ　開示請求、問合せ 2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒803-8501北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課 （電話　093-582-2771）	〒803-8501北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課 （電話　093-582-2771）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	－	【以下を追加】 3　地域支援事業に関する事務 （1）被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関 係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用し た情報連携を実施する。 4　介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務 （1）市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情 報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付 け及び登録を行う。 （2）介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町 村が登録した情報の確認等を行う。 （3）住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情 報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1　中間サーバー 2　団体内統合宛名システム 3　介護保険事務処理システム 4　総合窓口システム（総合受付、総合照会、総合証明） 5　宛名管理システム 6　総合収納システム 7　総合滞納整理システム	1　介護保険システム 2　中間サーバー 3　団体内統合宛名システム 4　総合窓口システム（総合受付、総合照会、総合証明） 5　宛名管理システム 6　総合収納システム 7　総合滞納整理システム 8　サービス検索・電子申請機能 9　申請管理システム 10　介護情報基盤	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局長寿推進部介護保険課	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉局長寿推進部介護保険課長	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課 （電話　093-582-2771）	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課 （電話　093-582-2772）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年8月8日	令和8年8月25日	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年8月8日	令和8年8月25日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	－	【以下を追加】 3　地域支援事業に関する事務 （1）被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関 係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用し た情報連携を実施する。 4　介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務 （1）市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情 報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付 け及び登録を行う。 （2）介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町 村が登録した情報の確認等を行う。 （3）住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情 報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1　宛名情報等管理機能　住民登録者及び住民登録外者の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理 　し、介護保険システムをはじめとする既存業務システムへ提供する。	1　識別番号付番機能 　識別番号が未登録の宛名情報について、新規に識別番号を付番する。 2　宛名情報等管理機能 　宛名管理システムにおいて宛名情報等を識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 3　団体内統合宛名システム連携機能 　宛名管理システムの宛名情報が更新された際に、団体内統合宛名システムに通知する。 4　権限管理機能 　宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う。	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	－	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	－	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	－	[〇]その他（e-Gov電子申請サービス、申請管理システム）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称	－	申請管理システム	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	－	1　申請受付・管理機能 　申請者からの各種申請のオンライン受付、申請書のステータス管理、内容の登録・編集・削除、および履歴管理を行います。 2　申請情報照会機能 　申請者および担当者が自身の申請状況や過去の申請内容を検索・閲覧できる機能を提供します。 3　審査・承認機能 　申請内容の審査担当者への割り当て、審査結果の入力、多段階承認プロセスの実行、および審査進捗管理を行います。 4　通知機能 　申請者への申請受付・審査結果・進捗状況、および審査担当者への申請割り当て・期限超過などを自動通知します。 5　データ連携機能 　既存業務システム（会計システム、顧客管理システム等）や外部サービス（本人認証、支払いシステム等）と申請関連データを連携します。 6　権限管理機能 　システム利用者の認証を行い、利用者ロールに応じた機能や個人情報へのアクセスを制御し、操作ログを記録・管理します。	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	－	[O]庁内連携システム [O]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他（総合収納システム、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、市営住宅管理システム、就学援助システム、保健福祉総合システム、下水道システム、し尿処理手数料システム、ごみ処理手数料システム、母子寡婦福祉資金貸付金システム、入金管理システム、住宅貸付償還システム）	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	－	介護情報基盤	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	－	<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> 介護情報基盤が介護保険に係る各種データを扱う際には、個人を特定するキーとして、介護保険被保険者番号又はPublic Medical Hub（以下「PMH」という。）固有の識別子（PMHキー）にて制御する仕様としている（PMHキーは、特定個人情報と紐づけることで個人を特定するキーである）。詳細な機能は以下のとおり。 ①特定個人情報の登録・管理 ・情報連携のため、本市区町村は、介護情報基盤（PMH介護領域）へ本事務に係る対象者の個人番号等の紐付け及び登録を行う。（LGWAN回線等経由） ・介護情報基盤に登録された特定個人情報は、自治体からのアクセスのみに制御される。また特定個人情報を出力する機能はない。 ②PMHキー採番 ・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。 医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。 ・医療保険者等向け中間サーバーはPMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。 ・オンライン資格確認等システムはPMHキーと紐付番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。 ・マイナポータルは新たにPMH用の仮名識別子（PMH仮名識別子）を生成し、シリアル番号、PMH仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。 （連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。）以降、マイナポータルからの介護情報参照等が可能となる。 ③介護保険資格確認等WEBサービスからの参照 ・介護事業所が介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所にて管理している被保険者の介護情報を確認する。 ・介護保険資格確認等WEBサービスは、被保険者番号をキーに介護情報基盤に対して介護情報（証等の情報、認定情報等）を照会する。 ・介護情報基盤は被保険者番号をキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。 ④マイナポータルからの参照 ・住民がマイナポータル経由で、自身の介護保険情報を確認する。 ・マイナポータルは、PMH仮名識別子をキーに介護情報基盤に被保険者情報を照会する。 ・介護情報基盤はPMH共通にPMH仮名識別子を連携しPMHキーを取得し、PMHキーをキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	－	[○]その他（介護保険システム、マイナポータル、PMH、介護保険資格確認等WEBサービス、医療保険者等向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム、履歴照会回答システム、介護保険審査支払等システム、LIFEシステム、HPKI認証局、資格確認端末）	事前	
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 5．個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第1の8の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局長寿推進部介護保険課	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅰ　基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉局長寿推進部介護保険課長	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	（別添1）事務内容(1)	－	図を介護情報基盤等を含めたものに変更	事前	
令和8年8月25日	（別添1）事務内容(2)	－	介護情報基盤の詳細内容を追加	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・識別情報 　介護被保険者番号、個人番号（マイナンバー）、PMHキー…介護情報基盤が外部と情報連携するため に必要となる。 ・業務関係情報 　介護・高齢者福祉関係情報…（介護保険事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、）介護 情報基盤が、外部と情報連携するために必要となる。	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局長寿推進部介護保険課	保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	－	【以下を追加】 [〇]本人又は本人の代理人 [〇]その他（社会保険診療報酬支払基金）	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	－	【以下を追加】 [〇]その他（サービス検索・電子申請機能、LGWAN回線を用いた介護保険システムからのデータ連携、医療保険者等向け中間サーバー）	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1　識別情報：随時 2　連絡先等情報：随時 3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報；毎月1回 （2）　医療保険関係情報；毎月1回 （3）　生活保護・社会福祉関係情報；毎月1回 （4）　介護・高齢者福祉関係情報；随時 （5）　年金関係情報；随時 （6）　公金受取口座情報；随時	1　識別情報：随時 2　連絡先等情報：随時 3　業務関係情報 （1）　地方税関係情報；毎月1回 （2）　医療保険関係情報；毎月1回 （3）　生活保護・社会福祉関係情報；毎月1回 （4）　介護・高齢者福祉関係情報；随時 （5）　年金関係情報；随時 （6）　公金受取口座情報；随時 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、介護保険システムから特定個人情報を入手する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、市区町村介護保険システムから自動的に連携する。	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保健福祉局介護保険課、保護課、認知症支援・介護予防課、地域福祉推進課、健康推進課、保健衛生課、障害者支援課、地域リハビリテーション推進課 総務市民局区政推進課、区政事務センター 財政・変革局収税企画課、各市税事務所料金納付課、各市税事務所納税課 各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所	保健福祉局介護保険課、保護課、長寿社会対策推進室、地域福祉推進課、健康推進課、保健衛生課、障害者支援課、地域リハビリテーション推進課 総務市民局区政推進課、区政事務センター 財政・変革局収税企画課、各市税事務所料金納付課、各市税事務所納税課 各区役所保健福祉課、各区役所保護課、各区役所市民課・出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・情報連携のため、本市区町村は、介護情報基盤（PMH介護領域）へ本事務に係る対象者の個人番号 等の紐付け及び登録を行う。（LGWAN回線等経由） ・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが 連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。 ・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。 ・医療保険者等向け中間サーバーはPMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システム へ連携する。 ・オンライン資格確認等システムはPMHキーと紐付番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。 ・マイナポータルは新たにPMH用の仮名識別子（PMH仮名識別子）を生成し、シリアル番号、PMH仮名識 別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。（連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除され る。）以降、マイナポータルからの介護情報参照等が可能となる。	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	7件	12件	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者	10人未満	10人以上50人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	北日本コンピューター株式会社	北日本コンピューターサービス株式会社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	税務関連業務	介護保険料関係支援業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	電話による介護保険料納付勧奨業務	介護保険料関係支援業務（還付通知等）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定	1万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	滞納情報確認や折衝記録入力作業が発生するため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	実施するために、特定個人情報ファイルの一部を委託の対象にする必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	－	クラウド共通基盤（オペレーション業務等） ①委託内容　クラウド共通基盤（オペレーション業務等） ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数　10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲　特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性　オペレーション作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 ③委託先における取扱者数　10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [〇]その他（本業務委託は、本市専用のサーバ群の運用管理でありファイルの提供は行わない） ⑤委託先名の確認方法　物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。 ⑥委託先名　株式会社日立製作所 ⑦再委託の有無［再委託する］ ⑧再委託の許諾方法　委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書 ⑨再委託事項　オペレーション業務	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	－	申請管理システム運用保守業務 ①委託内容　申請管理システム運用保守業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数　10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲　特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性　システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 ③委託先における取扱者数　10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [〇]その他（システムの運用・保守作業において、ファイルの提供は行わない） ⑤委託先名の確認方法　物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。 ⑥委託先名　株式会社日立製作所 ⑦再委託の有無［再委託する］ ⑧再委託の許諾方法　委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書 ⑨再委託事項　運用・保守作業の一部	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10	－	オンライン申請に係る審査支援業務 ①委託内容　オンライン申請に係る審査支援業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲　特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数　10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲　特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性　業務を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 ③委託先における取扱者数　10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法　[〇]紙 ⑤委託先名の確認方法　物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。 ⑥委託先名　TOPPAN株式会社 ⑦再委託の有無　[再委託しない]	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11	－	要介護認定・要支援認定申請等に係る支援業務 ①委託内容　要介護認定・要支援認定申請等に係る支援業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲　特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数　10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲　特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性　業務を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 ③委託先における取扱者数　10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法　[〇]紙 ⑤委託先名の確認方法　物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。 ⑥委託先名　株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター ⑦再委託の有無　[再委託しない]	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項12	－	介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱 ①委託内容　介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲　特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数　10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲　全ての介護保険被保険者 その妥当性　PMHキーの採番や、その適切な管理のために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数　10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法　[〇]その他（LGWAN又は閉域網回線を用いた提供） ⑤委託先名の確認方法　物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。 ⑥委託先名　福岡県国民健康保険団体連合会（福岡県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する） ⑦再委託の有無　[再委託する] ⑧再委託の許諾方法　書面又は電磁的方法による承諾 ⑨再委託事項　介護情報基盤におけるPMHキーを用いた情報連携、介護情報基盤の運用保守	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2	保健福祉局長寿推進部保険年金課	保健福祉局総務部保険年金課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜北九州市における措置＞ セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っ ているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID ／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、鍵付きの書類棚で保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録 されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド サービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されて いるほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータ ベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜北九州市システム共通基盤における措置＞ ①北九州市システム共通基盤はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバー室への入室を厳重に管理している。 ＜北九州市クラウド共通基盤における措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、クラウド共通基盤事業者が運用を行い、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能における処置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・特定個人情報の格納領域を分けて、ユーザアカウント権限の制御を行い、さらにアクセス者の識別を行う。 ・外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離する。 ・不正侵入を検知・防御するシステムを導入することで、ネットワーク、Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 ・ログ監査により、不正アクセスを検知する。 ・データ暗号化、通信暗号化を行う。	事前	
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管期間 その妥当性	－	【以下を追加】 介護情報基盤の運用保守を専門的に実施する体制を構築するため	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜北九州市における措置＞ 業務に影響のないデータについては、システム内で定期的に消去処理を実行している。 特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、文書管理規程規定に基づく保管期限後 に廃棄を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プ ラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハー ド等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制 度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期 的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理 的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・ プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置して いるディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	＜北九州市システム共通基盤における措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、北九州市システム共通基盤の保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、北九州市システム共通基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜北九州市クラウド共通基盤における措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データはパブリッククラウドのクラウド事業者およびクラウド共通基盤の運用事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からクラウド共通基盤へ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜サービス検索・電子申請機能における処置＞ ・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・特定個人情報は10年で削除する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・クラウドサービスが提供するユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを削除することで、暗号化されたデータが復元できないようにする。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1　入手方法＝紙 　申請・届出時の入手に関しては、個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による 　本人確認を厳守する。 2　入手方法＝電子媒体 　介護保険システムの4情報との突合確認を行う。 3　入手方法＝庁内連携システム 　入手（連携）元とは、北九州市の識別番号での突合確認を前提とする。	1　入手方法＝紙 　申請・届出時の入手に関しては、個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による 　本人確認を厳守する。 2　入手方法＝電子媒体 　介護保険システムの4情報との突合確認を行う。 3　入手方法＝庁内連携システム 　入手（連携）元とは、北九州市の識別番号での突合確認を前提とする。 4　入手方法＝サービス検索・電子申請機能 　マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 　申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub（PMH）に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	－	【以下を追加】 3　入手方法＝サービス検索・電子申請機能 　住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが返却されるようシステム的に制 御している。自治体ごとのアクセス制御も実施する。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	－	【以下を追加】 4　入手方法＝サービス検索・電子申請機能 　住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 　サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 5　入手方法＝介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務 定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが返却されるようシステム的に制御している。自治体ごとのアクセス制御も実施する。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	－	【以下を追加】 <サービス検索・電子申請機能> 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 市区町村介護保険システムより連携される特定個人情報を加工することなくPMHキーの発行要求等で 使用するため、不正確な特定個人情報が入手されることはない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 市区町村介護保険システムより連携される特定個人情報を加工することなくPMHキーの発行要求等で 使用するため、不正確な特定個人情報が入手されることはない。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	－	【以下を追加】 ＜サービス検索・電子申請機能＞ 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 市区町村介護保険システムより連携される特定個人情報を加工することなくPMHキーの発行要求等で 使用するため、不正確な特定個人情報が入手されることはない。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	－	【以下を追加】 4　入手方法＝サービス検索・電子申請機能 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 サービス検索・電子申請機能と e-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 5　入手方法＝介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務 ・個人情報を格納する領域については、外部連携先システムが直接アクセスが行えないようネットワークを分離するとともに、システム自動処理により、介護情報基盤システム内に格納される運用になってい る。 ・外部連携先システムとの通信はVPN等の技術を用いた暗号化を行うことで通信内容秘匿、盗聴対策の対応をしている。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・個人情報を格納する領域については、外部連携先システムが直接アクセスが行えないようネットワークを分離するとともにシステム自動処理により、介護情報基盤システム内に格納される運用になっている。 ・外部連携先システムとの通信はVPN等の技術を用いた暗号化を行うことで通信内容秘匿、盗聴対策の対応をしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	－	【以下を追加】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・介護情報基盤へのログインはユーザID、パスワードで行う。 ・ログイン用のユーザIDは、管理者がユーザ登録を行った者に限定して発行される。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	－	【以下を追加】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・ユーザ区分を整理し、定められたユーザのみがアクセス権限を管理できるようにする。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 アクセス権限の管理	－	【以下を追加】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 〈介護情報基盤におけるPMHキーを用いた情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 〈アクセス権限の管理〉 システム基盤への各対象毎のアクセス権限については、以下の管理をしている。 ①クラウドサービス ・運用保守事業者は、ユーザ管理環境でユーザを払い出し、ユーザの役割に応じた最小限の権限を付与した権限グループに所属させることで、各環境へのアクセス権限を管理する。 ・特定個人情報への参照権限を保持するグループについては、運用時のインシデント対応など一時的にアクセス権限を付与することとし、通常運用時は権限を付与しないこととする。 ②OS等 ・運用保守事業者は、ID／パスワードにより端末OSへのユーザのアクセス権限を管理する。 ③アプリケーション ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ＜パスワードポリシー＞ ・クラウドサービス、OS等に対するパスワードポリシーは、原則クラウドサービス、OS等の機能により設定し、ポリシーに従わないパスワードを自動的に拒否する。 ・システムにより自動作成される初期パスワードは推測容易な場合が多いため、初回利用時にパスワード変更を要求する設計とする。自動で変更要求できない場合は運用ルールによる対処を行う。 ・パスワードの使いまわしや推測されやすいパスワード設定を避けるため、定期的なパスワード変更は行わず、有効期限を無期限とする。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	－	【以下を追加】 ＜サービス検索・電子申請機能＞ サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人情報の使用の記録については、以下の措置を講じている。 ＜技術的安全管理措置＞ ・外部からの不正アクセス等の防止 ーログ監査を行い不正アクセスを検知する。 　監査ログについては、クラウドサービスのマネージドサービスにより取得、管理し、クラウドサービスのコンソールにより参照する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク3：従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	－	【以下を追加】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 外部記憶媒体内のデータは暗号化する <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	－	【以下を追加】 ＜サービス検索・電子申請機能＞ サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについては、以下の措置を講じている。 ＜技術的安全管理措置＞ ・アクセス制御 －ユーザアカウント権限の制御を行っている。 －外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離している。 －情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・外部からの不正アクセス等の防止 －ウイルス/マルウェア対策・標的型攻撃対策・IDS/IPS・改ざん検知を行い、ネットワークへの不正なアクセスの防止、不正プログラムへの対策を行う。 －Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 －セキュリティ設計やセキュアコーディング等のセキュリティ対策を実施した上で、本システムの稼働前にセキュリティの専門家によるセキュリティ診断（ペネトレーションテスト等）を実施し、セキュリティ対策が十分行われていることを確認している。 －ログ監査を行い不正アクセスを検知する。 ・漏えい等の防止 －業務データの暗号化については、キーポリシーによる柔軟なアクセス制御、およびクラウドサービス利用終了時に暗号化消去によるデータの完全廃棄を行うことを目的として、原則ユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを使用し、データの暗号化を行っている。 －通信経路の暗号化を行っている。 －情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 本市区町村は、介護情報基盤における情報登録に係る業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを公益社団法人国民健康保険中央会に委託することとする。特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に基づき、委託先となる公益社団法人国民健康保険中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人 情報ファイルの閲覧者・更新者の制限については、以下の措置を講じている。 ＜技術的安全管理措置＞ -アクセス制御 -ユーザアカウント権限の制御を行っている。 -外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離している。 -情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・外部からの不正アクセス等の防止 -ウイルス/マルウェア対策・標的型攻撃対策・IDS/IPS・改ざん検知を行い、ネットワークへの不正なアクセスの防止、不正プログラムへの対策を行う。 -Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 -セキュリティ設計やセキュアコーディング等のセキュリティ対策を実施した上で、本システムの稼働前にセキュリティの専門家によるセキュリティ診断（ペネトレーションテスト等）を実施し、セキュリティ対策が十分行われていることを確認している。 -ログ監査を行い不正アクセスを検知する。 ・漏えい等の防止 -業務データの暗号化については、キーポリシーによる柔軟なアクセス制御、およびクラウドサービス利用終了時に暗号化消去によるデータの完全廃棄を行うことを目的として、原則ユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを使用し、データの暗号化を行っている。 -通信経路の暗号化を行っている。 -情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、シ ステム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人 情報ファイルの取扱いの記録については、以下の措置を講じている。 ＜技術的安全管理措置＞ ・外部からの不正アクセス等の防止 -ログ監査を行い不正アクセスを検知する。 　監査ログについては、クラウドサービスのマネージドサービスにより取得、管理し、クラウドサービスのコンソールにより参照する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・委託先（再委託も含む。）から他者への提供は行わない。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先（再委託先も含む。）から他者への提供が行われていないことを確認できる。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先（再委託先も含む。）から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、本市区町村は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先である公益社団法人国民健康保険中央会が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検（年1回程度又は随時）を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回公益社団法人国民健康保険中央会から報告を受ける。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：　不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	媒体により情報を移転する場合、別途、情報取得依頼票による事前の申請を必要とする。	媒体により情報を提供する場合、別途、システム作業申請による事前の申請を必要とする。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	－	＜北九州市における措置＞ 　本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜北九州市における措置＞ 特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所は、以下の物理的対策を行っている。 ①建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ②サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ③サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ④帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	″＜北九州市システム共通基盤における措置＞ ①北九州市システム共通基盤はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバー室への入室を厳重に管理している。 ②データセンターへの機器の持ち込みや持ち出しについては、厳密な管理が行われている。 ③サーバー作業を行うための操作端末は、セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋に設置された、生体認証が必要な端末からのみアクセスできる。また、該当システム共通基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ＜北九州市クラウド共通基盤における措置＞ ①北九州市クラウド共通基盤については政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達しており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③サーバー作業を行うための操作端末は、セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋に設置された、生体認証が必要な端末からのみアクセスできる。また、該当システム共通基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ④業務ベンダによるリモート保守を行う場合も、厳密な入退室管理や監視カメラの導入を求めるとともに、定期的な監査を実施することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ①クラウド事業者が保有・管理する環境（日本国内）に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。 ②クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、以下の対策方針に則り運用保守事業者が保守拠点への対策を講じている。 ＜通信のなりすまし防止＞ ・介護情報基盤に接続可能なセキュリティ区画の分離、入退室管理を行う。 ・情報システムの機器番号等による接続機器の識別を行う。 ＜不正プログラムの感染防止＞ ・OS標準のマルウェア対策機能を利用し、運用保守端末の不正プログラムを検出する。 ＜不正プログラム対策の管理＞ ・OS標準のマルウェア対策機能を利用し、運用保守端	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			末の不正プログラム対応状況を一元管理する。 ＜構築時の脆弱性対策＞ ・最新のセキュリティパッチを適用する。 ＜運用時の脆弱性対策＞ ・最新のセキュリティパッチを自動適用する。 ＜ログの蓄積・管理＞ ・運用保守端末の操作ログを収集する。 ＜時刻の正確性確保＞ ・クラウドサービスが提供している時刻同期のサービスを時刻同期元とする。 ＜情報の物理的保護＞ ・運用保守端末への対策として下記を実施する。 −端末の離席対策（自動スクリーンロック） −端末のワイヤーロック −記録装置のパスワードロック、暗号化 −データ消去ソフトや物理的破壊による情報の完全廃棄 ・セキュリティ区画への対策として下記を実施する。 A268:AH284 −携帯電話、メモリデバイス等の持ち込みの監視及び制限 −物品持ち出し管理 ＜侵入の物理的対策＞ ・介護情報基盤に接続可能なセキュリティ区画の分離、入退室管理を行う。 ＜外部記録媒体を利用する場合の保管・消去に係るリスク対策＞ ・作業に用いる外部記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる外部記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。″		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜北九州市における措置＞ ①特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ②特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ③特定個人情報ファイルにアスセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	＜北九州市システム共通基盤における措置＞ ①北九州市システム共通基盤運用事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②北九州市システム共通基盤運用事業者は、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③北九州市システム共通基盤運用事業者は、システム共通基盤に対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④北九州市システム共通基盤運用事業者は、業務システムサーバーに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤北九州市システム共通基盤運用事業者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥北九州市システム共通基盤の特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦北九州市システム共通基盤運用事業者の運用保守地点から北九州市システム共通基盤への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、権限がない者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑨特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 ＜北九州市クラウド共通基盤における措置＞ ①クラウド事業者および北九州市クラウド共通基盤運用事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、クラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）として、CSPが提供するマネージドサービス等により、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、クラウド共通基盤に対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、クラウド共通基盤に対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤北九州市クラウド共通基盤運用事業者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥北九州市クラウド共通基盤の特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。ただし、一部の業務システムにおいては、リモート保守運用の必要性からインターネットを経由した接続を許可しており、接続元IPアドレスの制限、VPNによる通信の暗号化、操作画面のログ記録、事前申請により発行される一時認証情報の使用、リモート保守作業環境（ファシリティ）に関するルールの規定等のセキュリティ対策を講じている。 ⑦北九州市クラウド共通基盤運用事業者の運用保守地点から北九州市クラウド共通基盤への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑨特定個人情報ファイルにアスセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っている。 ＜技術的安全管理措置＞ ・アクセス制御 −ユーザアカウント権限の制御を行っている。 −外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離している。 −情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・アクセス者の識別と認証 −クラウドサービスのリソースへのアクセス権を一時的に付与するサービスやクラウドサービスのリソースへの操作を許可または拒否する権限を定義するサービスを活用した認可、OS等による認可でアクセス者の識別を行っている。 ・外部からの不正アクセス等の防止 −ウイルス/マルウェア対策・標的型攻撃対策・IDS/IPS・改ざん検知を行い、ネットワークへの不正なアクセスの防止、不正プログラムへの対策を行う。 −Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 −セキュリティ設計やセキュアコーディング等のセキュリティ対策を実施した上で、本システムの稼働前にセキュリティの専門家によるセキュリティ診断（ペネトレーションテスト等）を実施し、セキュリティ対策が十分行われていることを確認している。 −ログ監査を行い不正アクセスを検知する。 ・漏えい等の防止 −業務データの暗号化については、キーポリシーによる柔軟なアクセス制御、およびクラウドサービス利用終了時に暗号化消去によるデータの完全廃棄を行うことを目的として、原則ユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを使用し、データの暗号化を行っている。 −通信経路の暗号化を行っている。 −情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・データの遠隔地保管 −大阪リージョンにバックアップファイルを保管する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号	－	【以下を追加】 死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に 再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・特定個人情報の格納領域を分ける。 ・ユーザアカウント権限の制御を行う。 ・外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離する。 ・アクセス者の識別を行えるようにする。 ・不正侵入を検知・防御するシステムを導入することで、ネットワーク、Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 ・ログ監査により、不正アクセスを検知する。 ・データ暗号化、通信暗号化を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	－	【以下を追加】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 市区町村介護保険システムより異動情報等が連携され、最新化されるため古い情報のまま保管されるリスクはない。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・システムの電子情報は、保存期限到達後にシステムでバッチ処理により消去する。 ・申請・届出書等については、文書管理規程に基づく保管及び廃棄を行う。	＜北九州市システム共通基盤における措置＞ データの復元がなされないよう、北九州市システム共通基盤運用事業者において、確実にデータを消去するとともに廃棄証明書の提出を受ける。 ＜北九州市クラウド共通基盤における措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・特定個人情報は10年で削除する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・クラウドサービスが提供するユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを削除することで、暗号化されたデータが復元できないようにする。	事前	
令和8年8月25日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	－	<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 個人情報等が漏えいした場合の対策として、セキュリティポリシーを遵守し、必要な措置を講ずることとしており、緊急時には、緊急連絡先等により対応する。 ①情報システム担当者にて事案を確認 ②情報セキュリティ管理者（又は情報セキュリティ責任者）に連絡・報告、応急処置等の指示 ③最高情報セキュリティ責任者（又は情報セキュリティ統括責任者）・情報セキュリティ委員会に報告 ④事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡及び関係する機関等へ連絡・対応指示 ⑥個人情報等を漏えいさせた医療保険者等の制度所管省庁（厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省）及び個人情報保護委員会への報告 ⑦事実関係、再発防止策等の公表	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅳ　その他のリスク対策 1．監査 ①自己点検 具体的なチェック内容	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員 等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	事前	
令和8年8月25日	Ⅳ　その他のリスク対策 1．監査 ②監査 具体的な内容	－	【以下を追加】 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員 等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	事前	
令和8年8月25日	Ⅳ　その他のリスク対策 2．従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜北九州市における措置＞ 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	＜システム共通基盤における措置＞ 北九州市システム共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は北九州市システム共通基盤運用事業者が責任を有する。 北九州市システム共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は北九州市システム共通機能事業者が対応するものとする。 ＜クラウド共通基盤における措置＞ 北九州市クラウド共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は北九州市クラウド共通基盤運用事業者が責任を有する。 北九州市クラウド共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は北九州市クラウド共通機能事業者が対応するものとする。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員 等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	Ⅳ　その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	＜システム共通基盤における措置＞ 北九州市システム共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は北九州市システム共通基盤運用事業者が責任を有する。 北九州市システム共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は北九州市システム共通機能事業者が対応するものとする。 ＜クラウド共通基盤における措置＞ 北九州市クラウド共通基盤上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又は北九州市クラウド共通基盤運用事業者が責任を有する。 北九州市クラウド共通基盤上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又は北九州市クラウド共通機能事業者が対応するものとする。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 　情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障 害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事前	
令和8年8月25日	Ⅴ　開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒803-8501北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課 （電話　093-582-2771）	〒803-8501北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課 （電話　093-582-2772）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和8年8月25日	Ⅵ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年8月30日	令和8年8月25日	事前	
令和8年8月25日	Ⅵ　評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、市政だよりに公表している旨の記事を掲載し、北九州市ホームページ及び保健福祉局地域福祉部介護保険課、広報室広聴課、各区役所総務企画課・出張所において案の閲覧及び配布を行う。	パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、市政だよりに公表している旨の記事を掲載し、北九州市ホームページ及び保健福祉局長寿推進部介護保険課、総務市民局市民部みんなの声課、各区役所総務企画課・出張所において案の閲覧及び配布を行う。	事前	
令和8年8月25日	Ⅵ　評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和4年11月15日～12月14日（30日間）	令和8年9月15日～10月14日（30日間）	事前	
令和8年8月25日	Ⅵ　評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	－	・介護情報基盤の利用開始等に伴い新たな特定個人情報の取扱いが生じることから、「侵入された場合でも取得されたデータそのものを利用・復元困難にする」技術的措置を、リスク対策として明確に検討することを提案します。 ・意見募集の内容に法律が記載されているが、法律の内容についても解説してほしい。	事前	
令和8年8月25日	Ⅵ　評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	－	用語集に法律関係を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月25日	（別紙2）特定個人情報ファイル記録項目	－	【以下を追加】 ■PMHキー発行状況情報 ・マイナンバー ・PMHキー ・処理通番 ・ステータス ・エラーコード ■マイナンバー情報 ・マイナンバー ・介護保険者番号 ・介護保険被保険者番号 ・PMHキー ■削除要求情報 ・マイナンバー ・処理通番 ・介護保険者番号 ・介護保険被保険者番号 ・資格取得日（証記載保険者）	事前	

参考 用語集

■ あ行 ■

ITリテラシ

ITを活用する能力のこと。

アクセスログ

データを参照したり更新したりする等、システムへの接続状況を記録したもの。

インターフェイスシステム

特定個人情報を連携するため、中間サーバーと接続を行う情報提供ネットワークシステムの一部の機能。

インポートデータ

データベースから見て、他から読み込むデータのこと。

エクスポートデータ

データベースから見て、他に送り出すデータのこと。

NISC政府機関統一基準群

内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）による政府機関における情報セキュリティ対策のための統一的な基準群。

OS

オペレーティングシステム。コンピュータを動かすための基本となるソフトウェアのこと。

■ か行 ■

介護情報基盤

介護に関する情報を、自治体・医療機関・介護事業所などで電子的に共有・活用するための仕組み。

介護保険法

介護保険制度の仕組みやサービスなどを定めたもの。

北九州市個人番号の利用に関する条例

北九州市がマイナンバーを利用できる事務などを定めたもの。

個人番号

住民票を有する全ての人に対して、付番される12桁の番号。

■ さ行 ■

サービス検索・電子申請機能

マイナポータルを経由して、行政サービスを検索しオンライン申請できる仕組み。

しきい値（判断項目）

特定個人情報保護評価のレベル（全項目評価、重点項目評価など）を判断する際に用いる判断項目のこと。

（しきい値判断項目）① 事務の対象人数
② 特定個人情報ファイルの取扱者数
③ 特定個人情報に関する重大事故の有無

住民基本台帳ネットワークシステム

住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認を行うことができるシステム。

情報提供ネットワークシステム

番号法により、国や他行政機関との連携が可能な情報をやり取りする際に、必要となるシステム。

セキュリティパッチ

コンピュータで使用しているソフトウェアの、セキュリティ上の脆弱な部分を修正するプログラム。

総合行政ネットワーク

インターネットを経由せず、地方自治体を相互に接続する行政専用の通信網。

■ た行 ■

中間サーバー

情報提供ネットワークシステムと既存住民基本台帳システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うコンピュータ。

中間サーバー・プラットフォーム

地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点。

統一識別番号

被保険者を特定するために、北九州市が任意で設定した番号。

■ は行 ■

パターンファイル

コンピュータウイルスを検知・駆除するために、各ウイルスの特徴をまとめたファイル。

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

マイナンバーを「何のために・どこまで使えるか」を定めたもの。

番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令）

マイナンバーを利用できる具体的な行政事務を定めたもの。

番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令）

マイナンバーを使って「どの行政機関が、どんな情報をやり取りできるか」を定めたもの。

VPN（Virtual Private Network）

公共のネットワークを暗号技術などを活用して専用線のように利用したネットワーク。

フォーマット

様式。この評価書においては、業務で使用する端末において表示する、画面の構成をいう。

フラッシュメモリ

データの入力・削除を自由に行うことができる半導体メモリの一種。

■ ま行 ■

ミドルウェア

オペレーティングシステム（OS）と各業務処理を行うソフトウェアの中間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するもの。

■ ら行 ■

ログイン・ログアウト

ログインは、コンピュータシステムに対して、利用可能な者であることを認識させ、そのコンピュータシステムの利用を開始すること。

ログアウトは、コンピュータシステムの利用を終了すること。